

江東区災害廃棄物処理計画 (素案)



目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的と基本的事項	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	2
3 各主体の役割	3
4 基本方針	5
5 処理期間	9
第2節 計画の対象	10
1 対象とする災害	10
2 災害種類別の災害廃棄物の特徴	10
3 対象とする災害廃棄物	12
4 災害廃棄物発生量推計	13
第3節 災害廃棄物処理の流れ	17
1 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ	17
2 災害廃棄物処理の進め方	20
第4節 組織体制	26
第2章 災害廃棄物対策	27
第1節 平常時（発災前）	27
1 計画の見直し	27
2 自区域内における関係主体との連絡体制の整備	28
3 自治体共同処理体制（共同組織）の整備	28
4 実務的な業務手順・様式等の整備（マニュアル等の作成）	29

5 災害廃棄物発生量推計方法の習得	29
6 仮置場の選定・準備	30
7 搬入から搬出までのプロセスの効率化	32
8 区民・ボランティアへの啓発・広報.....	33
9 処理施設・処理可能量の把握	34
10 災害廃棄物対策に係る研修、訓練、演習の実施	35
11 災害廃棄物処理支援（近隣自治体等に対する処理支援）	35
第2節 初動期（発災後約1か月）	36
1 庁内体制の整備	36
2 災害廃棄物処理に係る組織体制の整備	37
3 共同組織の設置	39
4 関係機関との連携.....	40
5 災害廃棄物量等の算定.....	41
6 災害がれき、生活ごみ・避難所ごみ、し尿処理	42
7 仮置場の設置・運営	44
8 区民・ボランティアへの広報	47
9 受援体制の整備	49
第3節 応急対策期（約1か月～3か月）	51
1 被災状況の集約	51
2 災害廃棄物量等の見直し	51
3 区民・ボランティアへの広報	51
4 仮置場の設置・運営	52
5 環境モニタリングの実施	52

6 災害廃棄物処理実行計画の策定	54
7 処理の進行管理	56
8 国庫補助金対応	57
第4節 災害復旧・復興期（約4か月以降）	58
1 被災状況の集約	58
2 災害廃棄物量等の見直し	58
3 区民・ボランティアへの広報	58
4 環境モニタリングの実施	58
5 災害廃棄物処理実行計画の見直し	59
6 処理の進行管理	59
7 国庫補助金対応	59
資料編	60
1 廃家電、生活ごみ、し尿、避難所ごみ発生量の推計方法	60
(1) 廃家電（4品目）	60
(2) 生活ごみ（粗大ごみ）	61
(3) し尿	61
(4) 避難所ごみ	62
2 トイレ設置の考え方	63
(1) スフィア基準	63
3 協定一覧	65

第1章 総則

第1節 計画の目的と基本的事項

1 計画の目的

近年、東日本大震災や熊本地震、令和6年1月に発生した石川県能登地方地震等といった巨大地震、広島市土砂災害、関東・東北豪雨、九州北部豪雨、西日本豪雨といった風水害等の災害が頻発し、被害も激甚化しています。このような災害に伴い大量に発生した、普段では見られない特徴のあるごみ「災害廃棄物」は、通常の方法での処理は困難であり、廃棄物の処理完了まで長期の期間を要します。これらの大きな災害からの復興を進めていくためには、震災及び水害の教訓を生かし、区民が安心して暮らせる災害に強い地域社会の形成が不可欠です。

国においても、これらの災害による大量の災害廃棄物の発生に鑑み、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法の一部改正（平成27年7月17日公布）、廃棄物処理法の基本方針へ災害廃棄物対策事項を追加する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取り組みを進めています。さらに、平成30年3月に災害廃棄物対策指針の改定を行い、実践的な対応につながる事項や平常時の備えの充実を図っています。

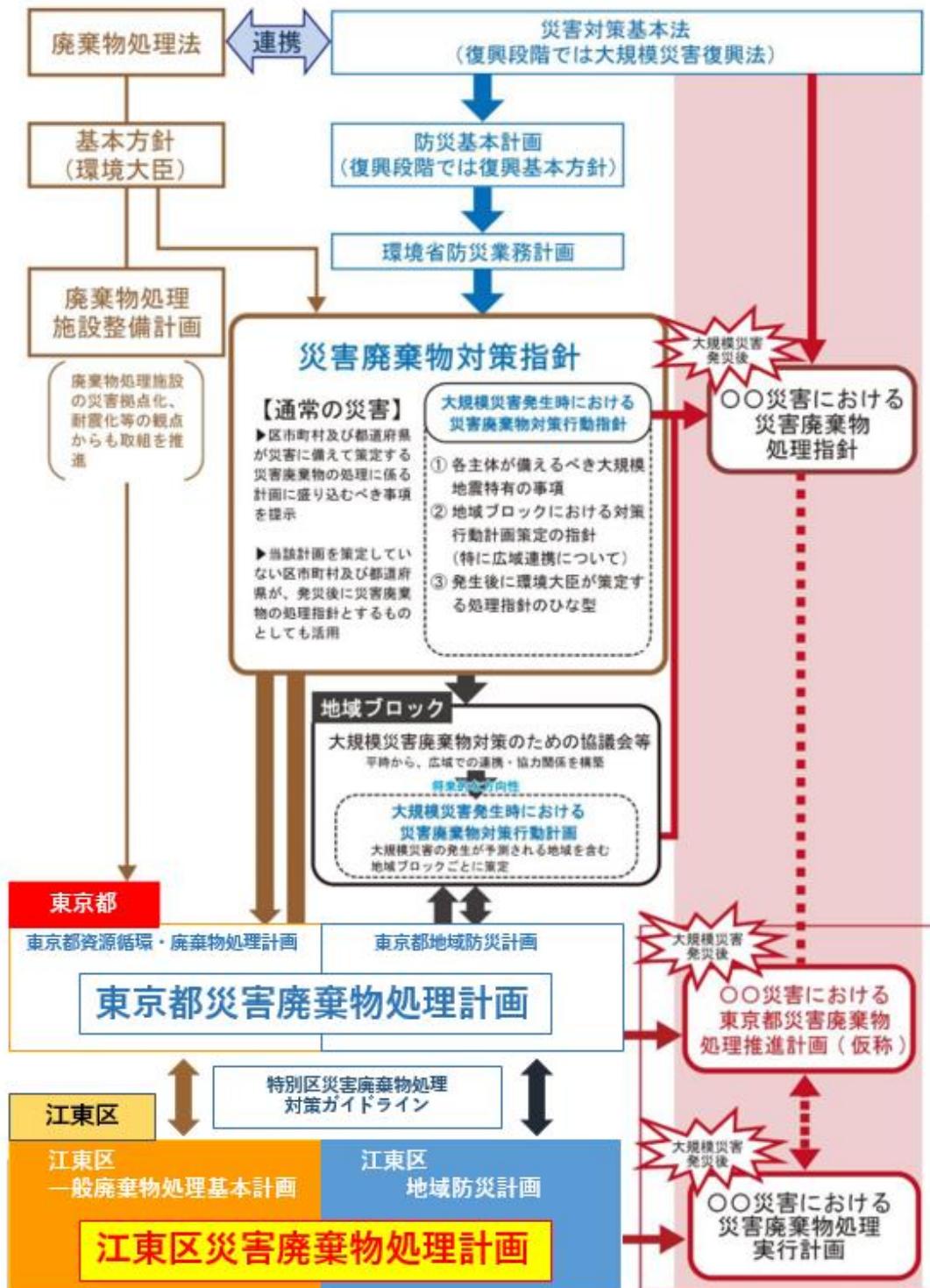
東京都（以下「都」という。）においても、令和5年9月に東京都災害廃棄物処理計画を改定し、災害廃棄物の処理に関する対策を進めています。

東京23区（以下「特別区」という。）においても、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を策定し、がれき等の処理にあたっては特別区や東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）、東京二十三区清掃協議会（以下「清掃協議会」という。）で構成する「特別区災害廃棄物処理（初動）対策本部」（以下「特別区災害対策本部」という。）を設置し、特別区一体で処理を行う方針を明確化しています。

江東区災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）は、江東区地域防災計画と整合性を図りつつ、災害廃棄物の処理に係る対応についてその方策を示すとともに、東日本大震災の経験等により蓄積された成果を踏まえ、本区における平常時の備えや、発災時の状況に即した災害廃棄物処理の基本的な事項を定めることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものです。

2 計画の位置付け

本計画は災害廃棄物対策指針や廃棄物処理法に基づき策定し、東京都災害廃棄物処理計画や本区の関連計画等との整合を図り、平常時及び災害時における本区の災害廃棄物対策について整理している。



出典：東京都災害廃棄物処理計画

図 1-1 計画の位置付け

3 各主体の役割

(1) 本区の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、区市町村が処理責任を負っている。自区域内で発生した災害廃棄物について、本区は収集運搬を実施し、中間処理については、清掃一組と連携を図りながら、清掃一組が管理するごみ処理施設や民間の処理施設を利用するなどして、特別区で連携し、災害廃棄物処理を行う。

そのため、平常時より清掃一組と連携を図り、災害廃棄物を合同で処理するための体制を整える。

(2) 特別区の役割

特別区は、各区内で発生した災害廃棄物について、特別区間で連携して収集運搬を行うとともに、二次仮置場、仮設処理施設等を共同で設置し、処理を行う。

(3) 清掃一組の役割

清掃一組は、家庭ごみの性状と同様の片付けごみや、あらかじめ区市町村と受入条件（種類・性状(前処理)を含む）の取決めをした解体廃棄物等について、災害時においても、区市町村と連携を図りながら、災害廃棄物の処理に協力していく。

(4) 清掃協議会の役割

清掃協議会は、特別区及び清掃一組の事務のうち、廃棄物の収集運搬に係る請負契約の締結に関する事務について、連絡調整、管理、執行を行う。

(5) 都の役割

都は、処理主体である区市町村及び清掃一組が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けて区市町村の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合などは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託を受けて、被災区市町村に代わって都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがある。

(6) 事業者の役割

事業者は、事業場から排出される廃棄物の処理を行うとともに、都及び区市町村が実施する災害廃棄物処理に協力する必要がある。平常時において、事業所内にある使用予定のない機器類や粗大物の処分を実施し、災害廃棄物の発生抑制に努める。有害廃棄物を扱う事業者は、厳正な管理、保管を行い、各種法令に基づいた事故時の対応計画を策定する。

また、廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、都及び区市町村が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見及び能力を生かした役割を果たす必要がある。

(7) 区民の役割

被災地域の区民は、廃棄物の排出者であり、かつ、被災者でもある。まずは、自らの生命と安全な生活とを確保することが第一である。一方で、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理のためには、廃棄物の排出段階での分別の徹底など、早期の復旧・復興に向けて、一定の役割を果たす必要がある。そのため、平常時から自宅内にある使用する意思のない家電製品や粗大物といった退蔵品等の処分を実施するとともに、災害廃棄物への理解を深めるために、区が発信する広報誌の確認・保管に努める。

4 基本方針

(1) 災害廃棄物処理の基本方針

本計画の災害廃棄物処理に係る基本方針は、以下のとおりである。

本区の災害廃棄物の処理については、東京都災害廃棄物処理計画で示された基本方針を基に、地域防災計画等との整合を図り実施していく。

表 1-1 基本方針

①計画的な対応・処理
災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握したうえで、計画的に処理を行う。
②リサイクルの推進
膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別と選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材等として有効活用する。
③迅速な対応・処理
早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。
④環境に配慮した処理
混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を行う。
⑤衛生的な処理
悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る。
⑥安全の確保
住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
⑦経済性に配慮した処理
公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

出典：東京都災害廃棄物処理計画

(2) 災害廃棄物処理の実行に際し特に重要な事項

(1) で示した基本方針に基づき、災害廃棄物の処理を実行していくのに際して、特に重要な事項を次に示す。

①資機材に関する情報収集とそれらの迅速な確保

平常時から災害時における収集運搬及び処分に必要な情報を把握、整理し、発災直後には災害支援協定等に基づく都外からの支援も含めて、迅速に必要な人員、車両、処理機材を確保し、収集運搬及び処分を実施する。

②仮置場等の迅速な整備

発災直後において、道路啓開や救助捜索活動に伴い撤去する必要のある建物等の損壊物や被災住民が排出する片付けごみ・散乱ごみ（以下「片付けごみ等」という）の一時的な保管を行う「一次仮置場」を速やかに整備する。

一次仮置場の設置が整うまでの間、緊急措置として設置する「応急集積場所」や、区民が自ら片付けごみ等を排出することができるよう、「地区集積所」を発災直後から設置しなければならない。

なお、区内ではオープンスペースが限られていることから、搬入から搬出までのプロセスの効率化を図る。

表1-2 仮置場の概要と主な要件

分類	設置主体	役割・特徴
応急集積場所	区	<p>【設置時期】発災後直ちに設置</p> <p>道路啓開や救助活動等の応急活動によって除去されたがれきの一時的な集積場所であり、積替えによるがれきの輸送効率の向上を図るとともに、一次仮置場、二次仮置場が整備されるまでの間の保管施設としても使用する。 応急集積場所は、応急活動が必要な地域の近くに設置し、搬入者は道路啓開業者や救助活動機関となる。発生する廃棄物は、応急活動によるものであり、混合状態で排出されることが予想されるため、有害廃棄物や危険物に注意し、応急活動に影響が及ぼない範囲で分別して集積する。応急集積場所に一時的に集積した災害廃棄物は、一次仮置場設置後、速やかに運搬する。</p>
地区集積所	区	<p>【設置時期】発災1日後～</p> <p>区民が自ら、片付けごみ等を分別、排出することができるよう、身近な場所に設置する集積場所。 区民が自ら排出することを考慮して、各町の各丁目に設置するように努める（区立公園等を想定）。地区集積所に集積した災害廃棄物は一次仮置場設置後に運搬されることを考慮して、運搬車両が通行可能な場所かどうかを確認してから設置する。 なお、生活ごみについては、通常の集積所または戸別での回収を行うため、原則地区集積所では受け入れを行わない。</p>
一次仮置場	区	<p>【設置時期】発災数日後～</p> <p>区が収集した片付けごみ等を集積し、分別後処理施設または二次仮置場に搬出するまでの間、保管するための仮置場。 発災数日後に設置し、長期間の利用が想定されるため、区有地を優先的に使用し、その他の土地（国有地、都有地、私有地）を使用する場合は、原則として関係機関と協議を行う。</p>
二次仮置場	特別区	<p>【設置時期】発災数週間後～</p> <p>各区の一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破碎または焼却等の処理をするまでの間、貯留用地として特別区災害対策本部が設置する。必要に応じて、仮設の処理施設と資源化物一時保管場所等を併設する。 二次仮置場は、特別区内の都有地等に数箇所の設置を想定している。</p>

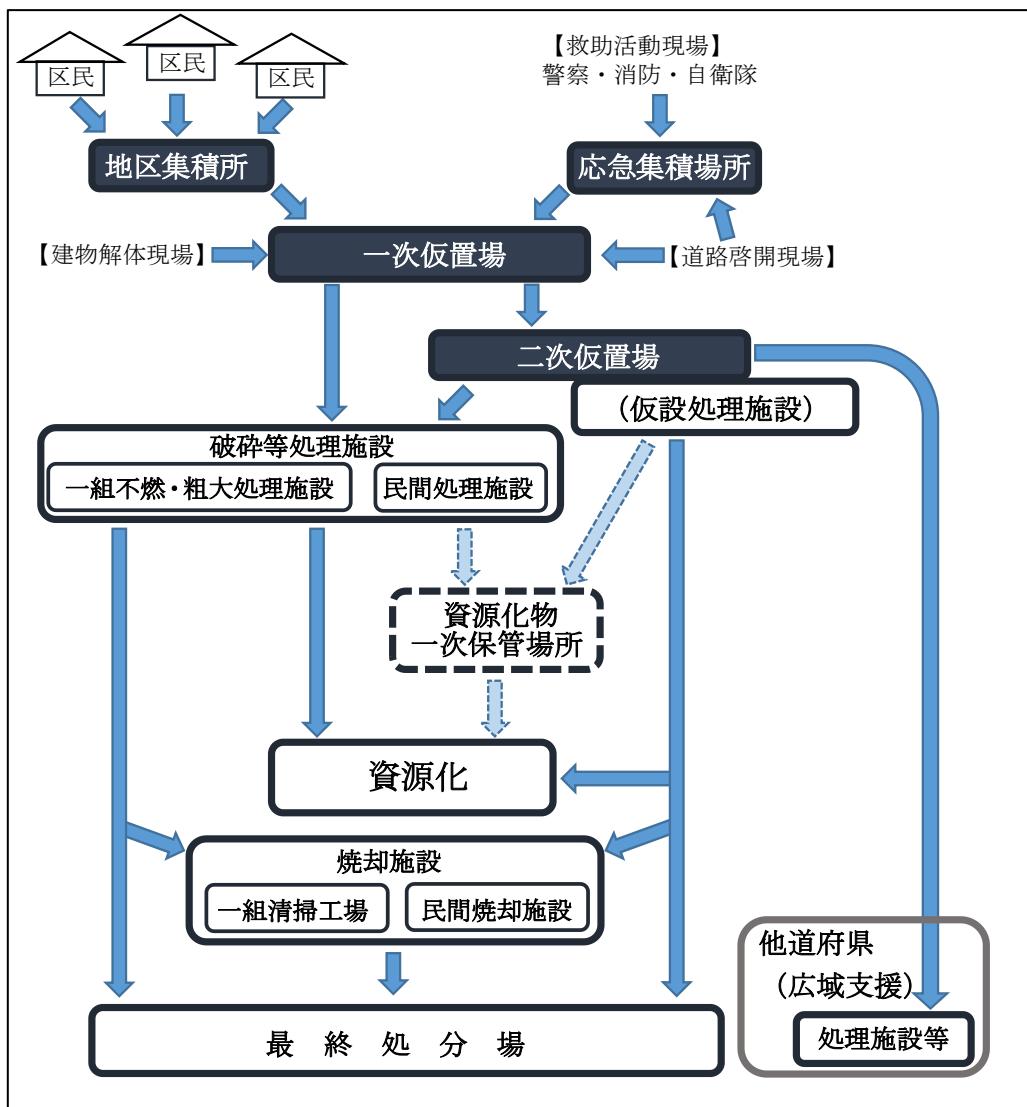


図 1-2 災害廃棄物処理の流れのイメージ

③災害廃棄物の分別排出及び選別の徹底

災害廃棄物の受入施設を確保し、リサイクルを推進していくためには、排出段階からの廃棄物の徹底した分別と選別が不可欠である。そのため、区民やボランティアに対して分別方法の周知徹底による被災現場での排出時における分別、一次仮置場での選別を徹底する。

④処理施設における再資源化の徹底

災害廃棄物は可能な限り再資源化を行い、再資源化が難しいものについては、十分に減量化したうえで、最終処分を行う。その際、できる限り地域内での処理を優先する。

なお、区は再資源化により生成された復興資材を積極的に活用する。

また、事業者も可能な限り、再資源化により生成された復興資材を活用していくことが望ましい。

⑤自治体間における組織体制と文書様式の共通化

災害廃棄物の処理を実行していくに当たって、国・都と区市町村間で緊密に連携していくためには、両者がそれぞれ同じ機能を持った組織体制を作り、互いの組織同士が連絡を密にすることが重要である。

また、災害廃棄物の処理に当たり、必要となる手続を円滑に行うため、文書様式を両者で共通化しておくことが望ましい。

⑥災害廃棄物処理の工程管理

発災後、災害の規模や被災状況等に応じて、1週間等の単位で短期の目標を設定し、逐次その達成状況を把握、検証しながら継続的な改善をしていく。

5 処理期間

復旧・復興に向け、本区が災害廃棄物処理を行うにあたり、過去の災害の処理期間から、本計画における災害廃棄物の処理目標期間を3年以内と設定する。

表1-3 過去の災害の災害廃棄物処理期間

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
阪神・淡路大震災	1995年 1月	1,500万トン	全壊：104,906 半壊：144,274 一部損壊：390,506 焼失：7,534	約3年
新潟県中越地震	2004年 10月	60万トン	全壊：3,175 半壊：13,810 一部損壊：103,854	約3年
東日本大震災	2011年 3月	3,100万トン ※津波堆積物含む	全壊：118,822 半壊：184,615	約3年 ※福島県除く
広島県土砂災害	2014年 8月	52万トン	全壊：179 半壊：217 一部損壊：189 浸水被害：4,164	約1.5年
平成28年熊本地震 (熊本県)	2016年 4月	311万トン	全壊：8,668 半壊：34,492 一部損壊：154,098	約2年
平成30年7月豪雨	2018年 7月	200万トン	全壊：6,603 半壊：10,012 一部損壊：3,457 床上浸水：5,011 床下浸水：13,737	約2年
令和元年房総半島台風・東日本台風	2019年 9月,10月	109万トン (R4.3時点)	全壊：3,650 半壊：33,951 一部損壊：107,717 床上浸水：8,256 床下浸水：23,010 (R4.3時点)	約2.5年
令和2年7月豪雨	2020年 7月	42.4万トン (R5.2時点)	全壊：1,627 半壊：4,535 一部損壊：2,116 床上浸水：1,741 床下浸水：6,266 (R5.2時点)	約2.5年
令和6年石川県能登半島地震	2024年 1月	推計244万トン (R6.2時点)	推計 全壊：19,674 半壊：30,970 (R6.2時点)	約2年予定

出典：近年の自然災害における災害廃棄物対策について 令和3年1月12日

令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画 令和6年2月29日

環境省における災害廃棄物対策に係る取組について 令和6年3月18日

第2節 計画の対象

1 対象とする災害

本計画は、自然災害（地震災害、水害、竜巻、高潮災害）を対象とする。

2 災害種類別の災害廃棄物の特徴

災害の種類別に発生する廃棄物の主な特徴と留意点を表1-4に示す。災害の種類により災害廃棄物の性状等が異なることを考慮し、災害廃棄物対策の体制等を整える必要がある。

表1-4 災害種類別の災害廃棄物の特徴

災害の種類	災害廃棄物の特徴	留意点
地震災害	<ul style="list-style-type: none">・損壊家屋の解体時に災害廃棄物量が多くなり、長期にわたって排出される傾向にある。・片付けごみは、余震が落ち着いてから一斉に排出される。	<ul style="list-style-type: none">・損壊家屋の解体に伴うごみは、個々の家屋等の解体時に順次排出される。
水害	<ul style="list-style-type: none">・夏から秋を中心に発生する（梅雨時期の集中豪雨や台風時期）。・発災後、水が引き、片付けが始まると一斉に排出され、土砂が付着していることがある。・水に濡れ腐敗しやすく、悪臭や火災が発生するリスクが高い。・片付けごみ（水に浸かった家財類（布団、畳、ソファ等））を中心、土砂に流木や草等が混じった混合廃棄物など多くなる。・家具や家電等の家財が浸水等により廃棄物となつたものが多く排出される。	<ul style="list-style-type: none">・水に浸かり搬出し難いため、被災場所の近隣に、混合状態で排出されることが多い。・廃棄物の性状としては、水分を含み重量が増したものの（例：畳、布団等）も排出される。・畳、布団等は腐敗することもあるので、これ以上水に濡れないように保管し、積込み、積降ろしに必要な作業員や重機などを多めに準備する。・水没した家電製品は、漏電の危険性が高いので、原則、災害廃棄物として排出する。・災害により宅地等に堆積した土砂や流木等については、要件を満たせば国土交通省所管の堆積土砂排除事業の活用が考えられる。 なお、土砂・がれきを一括で撤去し、事後的に、重量に応じて費用を案分したうえで、災害等廃棄物処理事業と堆積土砂排除事業をそれぞれ補助申請する方法の活用も考えられる。
竜巻	<ul style="list-style-type: none">・屋根が吹き飛ばされたり、窓が割れたりすることにより、屋外にあるものや、屋内にあるものが散乱することで、災害廃棄物が発生する。	<ul style="list-style-type: none">・屋根が破壊され吹き飛ばされた際に、降雨が発生した場合、水害時に似た性状の廃棄物が発生する可能性がある。

	<ul style="list-style-type: none">・屋根が割れた家屋では、雨に濡れたりして、混合廃棄物となり散乱する。・発生場所が局地的であり、また、地震災害に比べて早い段階から災害廃棄物が排出される。	
高潮 災害	<ul style="list-style-type: none">・海水や堆積物（土砂など）が災害廃棄物に付着する。・漁網や水産廃棄物、流木、土砂堆積物が大量に発生する。	<ul style="list-style-type: none">・腐敗・悪臭・汚水が発生するため、生活環境の保全に影響を及ぼす廃棄物等は、優先的に処理する。・可燃物は海水や堆積物が大量に付着しているために、焼却炉を傷め、焼却残さが大幅に増加する場合がある。・災害により宅地等に堆積した土砂や流木等については、要件を満たせば国土交通省所管の堆積土砂排除事業の活用が考えられる。 なお、土砂・がれきを一括で撤去し、事後的に、重量に応じて費用を案分したうえで、それぞれ補助申請する災害等廃棄物処理事業との連携も活用が考えられる。

3 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物対策指針（改定版）（環境省 平成30年3月）では、災害廃棄物の定義として、「自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの」としている。

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、災害廃棄物の処理が必要となる。

本計画で対象とする災害時に発生する廃棄物は、表1-5の太枠内で示すものである。

表1-5 対象とする災害廃棄物

廃棄物の種類		概要	
一般廃棄物	災害時に発生する廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの（片付けごみ）・損壊家屋等の解体により発生する廃棄物（解体廃棄物）・避難施設等の仮設トイレからのし尿・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物・その他、災害に起因する廃棄物
		避難所ごみ等	<ul style="list-style-type: none">・被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く。）・避難施設等で排出される生活ごみ（避難所ごみ）
	生活ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none">・家庭から排出される生活ごみ及びし尿	
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）	
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none">・廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物	

4 災害廃棄物発生量推計

発生量推計は、仮置場の必要面積や収集運搬の必要車両数の算定、応援要請の検討など処理方針の決定の際に必要となる。

また、災害等廃棄物処理事業費補助金の災害査定においては、発生量の推計に至る考え方や根拠が重要視される。

さらに、必要な組織体制を検討するうえでの根拠となることから、新たな情報を基に、隨時見直しを図っていく。

表1-6 時期等の目安と主な推計の目的

時期等の目安（着手）	主な推計の目的
発災前	災害廃棄物処理計画における災害廃棄物の規模の設定
発災直後（1週間以内）	被災の規模感の把握
実行計画（1か月～）	処理フローの構築
実行計画改定（6か月～1年）	発生量の確定

（1）地震災害（発災前）

「首都直下地震等による東京の被害想定」
(令和4年 東京都防災会議)における被害想定に基づき災害廃棄物の発生量を試算すると、最大で約332万トンと推計される。

都心南部直下地震（M7.3）

冬 夕方、風速8m/s

における被害の様相

震度別面積率（%）	5強以下	0.0%
	6弱	1.9%
	6強	84.4%
	7	13.7%
人的被害（人）	死者	401
	避難者	234,027
建物被害（棟）	全壊	6,600
	半壊	7,756
	焼失	3,100

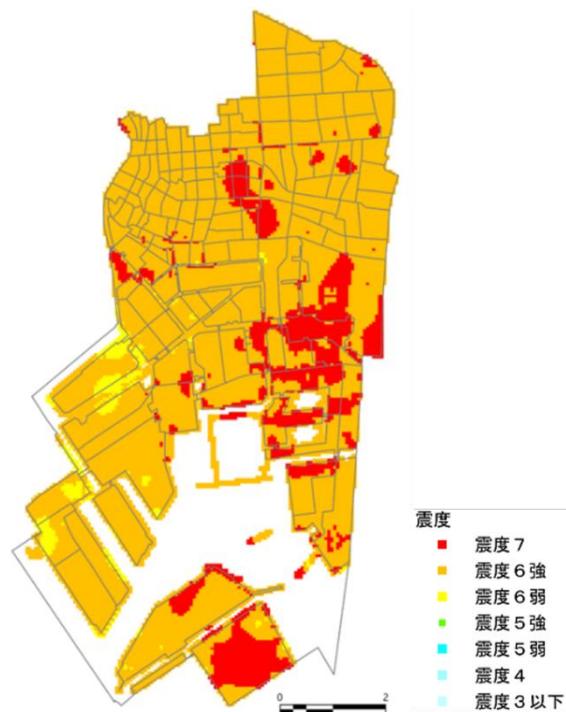


図1-3 都心南部直下地震（M7.3）の震度分布

第1章 総則
第2節 計画の対象

<被害想定に基づく災害廃棄物の発生量（推計）>

表1-7 災害廃棄物の発生量（t）

建物区分	被害区分	被害棟数	発生量(t)	組成(t)				
				コンクリートがら	木くず	金属くず	その他可燃	その他不燃
木造	全壊	5,440	283,772	143,021	68,957	7,094	6,811	57,890
	半壊	5,228	136,357	128,312	955	4,227	1,500	1,364
非木造	全壊	1,160	1,357,026	1,276,961	9,499	42,068	14,927	13,570
	半壊	2,528	1,478,690	1,391,448	10,351	45,839	16,266	14,787
焼失		3,100	61,988	33,722	1,426	2,542	248	24,113
合計		17,456	3,317,833	2,973,464	91,187	101,770	39,751	111,724

※端数処理の関係上、発生量と組成の合計は必ずしも一致しない

(注) 首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年、令和4年東京都防災会議）、東京都統計年鑑（令和元年）、住宅・土地統計調査（平成30年総務省統計局）、令和3年度災害廃棄物対策推進検討会 第3回 資料（令和4年3月9日 環境省）、災害廃棄物対策指針技術資料（平成31年4月改定 環境省環境再生・資源循環局）

<参考> 1棟当たりの災害廃棄物の種類組成

区分	種類組成 (%)				
	コンクリートがら	木くず	金属くず	その他（可燃）	その他（不燃）
木造	50.4	24.3	2.5	2.4	20.4
非木造	94.1	0.7	3.1	1.1	1.0
焼失	54.4	2.3	4.1	0.4	38.9

(出典) 令和3年度災害廃棄物対策推進検討会 第3回 資料（令和4年3月9日 環境省）、災害廃棄物対策指針技術資料（平成31年4月改定 環境省）

(2) 水害（発災前）

本区は地勢的に水害を被りやすい場所であることから、以下に示すハザードマップを作成している。江東区地域防災計画も、以下に示すハザードマップを前提に風水害対策の計画を策定している。

なお、災害廃棄物の発生量推計値（発災前）は、今後の技術的知見等を踏まえ推計を検討していく都の動向を注視する。

【洪水ハザードマップ】

○荒川の堤防が決壊したときの災害避難地図（想定し得る最大規模）

洪水氾濫が起きた場合の想定し得る最大の浸水深及び浸水時間を示しています。

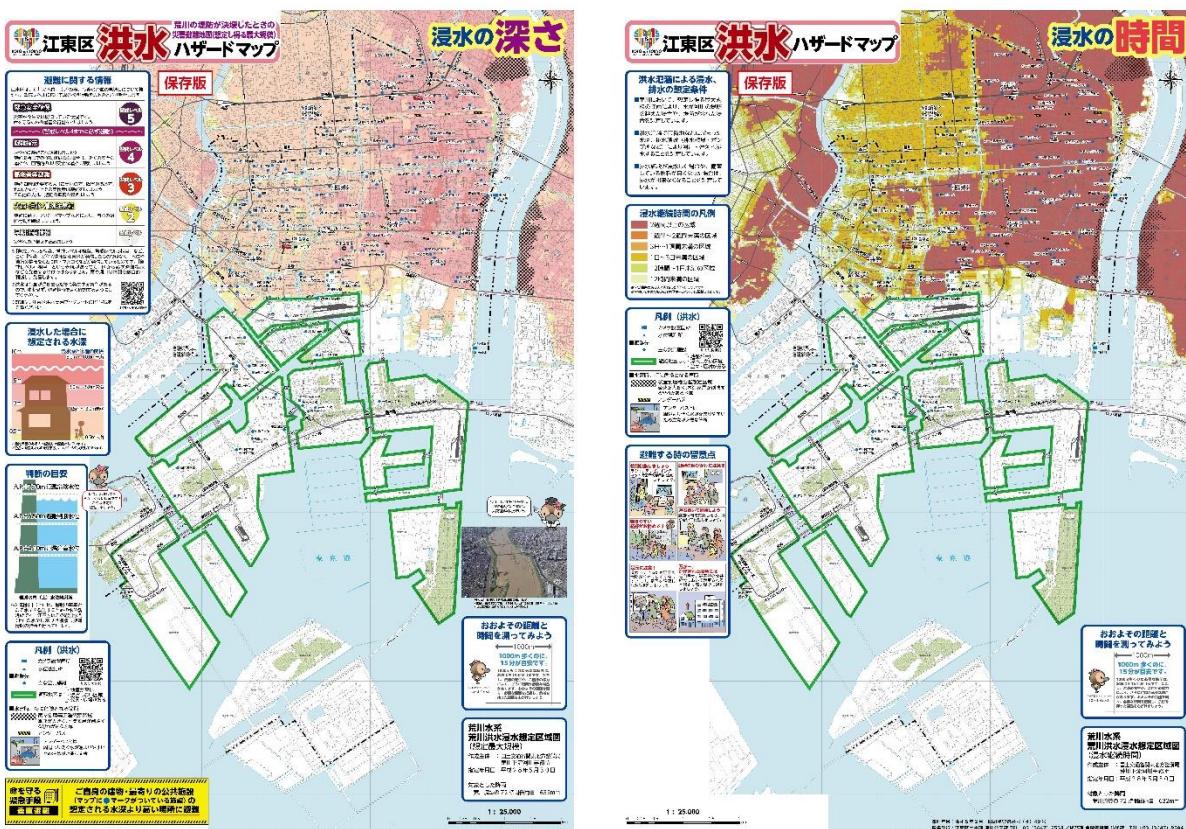


図1-4 江東区洪水ハザードマップ【洪水氾濫】

第1章 総則

第2節 計画の対象

【高潮ハザードマップ】

○東京湾に高潮が発生したときの災害避難地図（想定し得る最大規模）

台風などで高潮が発生した場合の想定し得る最大の浸水深及び浸水時間を示しています。

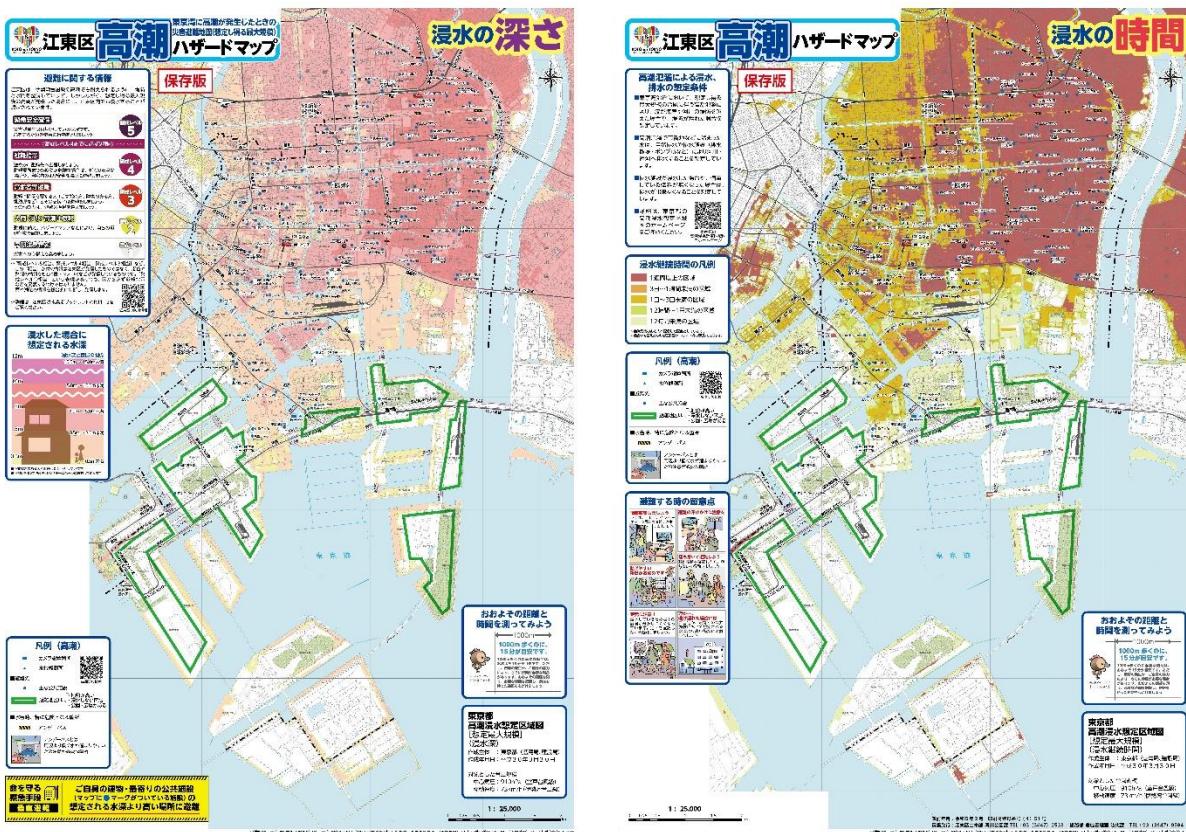


図1-5 江東区高潮ハザードマップ【高潮氾濫】

(3) 発生量推計式（発災後）

(1) 表1-7 災害廃棄物の発生量 (t) では、地域防災計画で想定される災害（都心南部直下地震）の発生量推計値を示した。発災後の災害廃棄物発生量推計には、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」に示された推計式を用いる。

第3節 災害廃棄物処理の流れ

1 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ

損壊家屋からの片付けごみ及び解体廃棄物等は、一次仮置場における選別、二次仮置場における中間処理を徹底し、災害時においても可能な限り再資源化を推進するとともに、埋立処分量を低減する。

(1) 片付けごみ・解体廃棄物

片付けごみを被災現場から地区集積所へ排出する際は、排出者に可能な限り分別を促し、一次仮置場での選別、保管が円滑に行えるようにする。

解体廃棄物も解体撤去時における分別を行い、一次仮置場での選別を徹底する。

<留意事項>

- 風水害等においては、地震災害に比べて比較的早い段階で片付けごみの排出が始まり、路上、公園等に集積される可能性が高いため、平常時の既存ルートで速やかに処理できるよう、処理体制等を構築し対応する。
- 被災した家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」）の対象品目）は、可能な限り分別を行い、家電リサイクル法に基づく再資源化を徹底する。
- 処理困難物等は、適正に保管し、確実な処理を行う。
- がれき混じり土砂については、分別したうえで、廃棄物と土砂に分けて処理する。また、被災現場及び仮置場搬入時に分別を徹底し、混合廃棄物となるものの量を減らす。
- 被災自動車については、自動車リサイクル法にのっとった処理を行うため、撤去・移動し、所有者又は引取業者（自動車販売業者等）へ引き渡す。
- 地区集積所は、開設後すぐに片付けごみで埋まり、積み上げられるなどして、生活環境の保全上の支障が生じやすいことから、迅速に一次仮置場や直接処理処分先に運搬する必要がある。
- 可燃系や不燃系の片付けごみなど既存ルートで処理が可能な種類の災害廃棄物は、被災現場から、直接、処理・処分先への搬入も可能となるように検討する。
- 処理が終了しない廃棄物や一次仮置場を閉鎖した後の廃棄物などは、二次仮置場に移行する。
- 焼失した建築物からは、石綿含有廃棄物など再資源化が困難な災害廃棄物の発生が想定されるため、別途保管して処理するなどの留意が必要である。
- 既に所有者等によって全壊家屋等の撤去を行った場合の費用償還に関する手続（自費解体）を活用した迅速な処理も検討する。

(2) 生活ごみ・避難所ごみ等

平常時と同様に生活ごみを収集し、平常時にごみ処理を行う焼却施設等へ運搬して処理を行うとともに、避難所ごみについても同様の対応を行う。仮設トイレを設置する場合にはし尿のくみ取り・処理等が必要となる。

なお、断水等による携帯トイレ・簡易トイレの使用が見込まれることから、これら使用済みの携帯トイレ等の収集運搬・処理等は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の観点から速やかに実施する必要がある。

(参考) 災害廃棄物の種類

	片付けごみ	解体廃棄物
コンクリート系 混合物		
木質系 混合物		
金属系 混合物		
可燃系 混合物		
不燃系 混合物		
土砂混じり廃棄物 (土砂付着廃棄物・汚泥)		

(出典) 災害廃棄物の種類 (東京都災害廃棄物処理計画)

2 災害廃棄物処理の進め方

各段階において取り組むべき事項は、次のとおりである。

(1) 突発的に発生する災害の場合（地震災害等）

段階	項目	取組事項
発災直後	組織体制	<ul style="list-style-type: none">・職員の安否情報・収集状況、廃棄物処理の委託先の収集状況（業務継続に必要な要員）の確認を行い、災害廃棄物処理の実行体制を整備する。災害廃棄物処理を経験した経験者の派遣などを検討する。・収集見込等を踏まえ、必要な要員の確保が困難と判断した場合は、庁内他部署や他自治体等への支援を要請する。・収集した被害情報を基に、翌日以降の廃棄物処理（生活ごみ、し尿（家庭）の処理を含む）の可否を判断する。
	情報収集	<ul style="list-style-type: none">・被害状況を把握する（建物の被害概況、ライフラインの被害状況、道路状況等）。・ごみ処理施設等に関する被害・稼働状況を確認する。・被災現場（地区集積所を含む）等における災害廃棄物の発生状況を確認する。・適宜情報を整理し、都や関係者等と情報を共有する。
	収集運搬 (地区集積所を含む)	<ul style="list-style-type: none">・被災状況を踏まえて、地区集積所の選定、確保をする。・収集運搬のニーズ（被災現場及び地区集積所の状況等）を把握する。・地区集積所・仮置場の開設状況や運搬先の確保等に応じて、災害廃棄物の収集運搬の協力先等に収集運搬を指示する。
	一次仮置場	<ul style="list-style-type: none">・被害状況を踏まえて、一次仮置場の選定、確保及び監督員を選任する。・順次確保した場所で、協力業者等に設置・運営を指示する。・適宜仮置場の開設情報を整理し、都や関係者等と情報を共有する。
	広報	<ul style="list-style-type: none">・住民・ボランティアに対し、災害時のごみの出し方、分別方法、地区集積所の開設状況等をチラシ・ホームページ等で周知する。
	避難所ごみ、し尿処理	<ul style="list-style-type: none">・避難所の開設、被災者の受入、避難所生活が開始されたため、避難所ごみ、し尿の収集運搬、処理体制を整備する。

段階	項目	取組事項
～3日目	組織体制	・被害情報等を踏まえ、更なる要員の確保が必要と判断した場合は、庁内他部署や他自治体等への支援を要請する。
	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を把握する（建物の被害概況、ライフラインの被害状況、道路状況等）。 ・被災現場（地区集積所を含む）等における災害廃棄物の発生状況を確認する。 ・災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量の暫定値を算定する。 ・適宜情報を整理し、都や関係者等と情報を共有する。
	収集運搬 (地区集積所を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬のニーズ（被災現場及び地区集積所の状況等）を把握する。 ・仮置場の開設状況や運搬先の確保に応じて、災害廃棄物の収集運搬の協力先等に収集運搬委託を指示する。
	一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜仮置場の開設情報を整理し、都や関係者等と情報を共有する。 ・一次仮置場の運営を行う。
	広報	・災害時のごみの出し方、分別方法及び地区集積所等の開設情報等をチラシ・ホームページ等で周知する。
	避難所ごみ、 し尿処理	・避難所の開設、被災者の受入、避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を開始する。

第1章 総則
第3節 災害廃棄物処理の流れ

おおむね発災後3日目以降は、災害廃棄物発生量や処理施設の被災状況を基に目標とする処理期限を設定する。ここでは、仮に処理期限を3年と設定した場合に、その後、取り組むべき事項を経過期間ごとに整理する。

段階	項目	取組事項
～3か月目	公費解体	・公費解体の申請の受付を開始し、順次、解体工事を開始する。
	損壊家屋の費用償還（自費解体）	・損壊家屋の費用償還に係る要綱に基づき実施した費用償還の申請の受け付けを開始する。
	処理ルートの整備	・災害廃棄物の収集運搬、処分や仮置場監理業務に関する委託契約を締結する。 ・必要に応じて、都外施設への広域処理を検討する。
～6か月目	公費解体	・公費解体の受付や解体工事を継続し、排出現場での分別ができる限り行う。
	処理ルートの整備	・二次仮置場への廃棄物の搬入、破碎、選別等を開始する。 ・処理施設への搬入、中間処理、最終処分を実施する。 ・必要に応じて、都外施設への広域処理を実施する。 ・復興資材の品質評価、搬出を開始するとともに、搬出先を拡大する。
～2年目	公費解体	・公費解体の受付や解体工事を継続し、排出現場での分別ができる限り行い、仮置場へ搬入するとともに、適宜、解体計画を更新し、効率的な解体を進める。
	処理ルートの最適化	・都内施設、都外施設への搬出を継続する。 ・復興資材の品質評価、搬出を継続する。 ・進捗状況を踏まえ、人材や資機材の配分の最適化を行う。
～3年目	公費解体	・公費解体受付終了に関する区民への周知を行う。
	処理の完了	・仮置場の閉鎖準備を行う（早期に閉鎖できる場合は早期に着手）。 ・仮置場の現状復旧を行う。

(2) 予見可能な災害の場合（風水害等）

発生が予見できる災害については、発災前から収集した情報を基に、あらかじめ検討しておいた収集運搬体制、仮置場及び住民広報などを準備することが可能である。特に、水害においては、水が引くと一斉に片付けごみが排出されるという特徴があることから、発災後、迅速に行動に移せる体制等を整えることが重要となる。

(3日目以降は、突発的に発生する災害の場合（地震災害等）に準じて対応）

段階	項目	取組事項
発災直前	組織体制	・収集した情報等を考慮し、組織体制、指揮命令系統、連絡体制、役割や手順を確認する。
	情報収集	・気象予報、暴風、大雨、津波、高潮又は洪水の警報及び指定河川洪水予報等の情報を収集する。
	収集運搬 (地区集積所を含む)	・災害廃棄物の収集運搬等の協力要請を行う可能性のある関係者等に、収集した情報の提供や協定内容の確認を行う。 ・収集運搬車両等が浸水エリア内に駐車していないか確認し、高台への移動をする。 ・処理施設における浸水等への防災対策を確認する。 ・地区集積所候補地の状況を確認し、地元関係者、関係部署との調整を行う。
	一次仮置場	・仮置場の監理等を行う可能性のある関係者等に、収集した情報の提供や協定内容の確認を行う。 ・仮置場候補地の情報確認、地元関係者、関係部署との調整を行う。
	広報	・浸水の可能性が低い2階以上への貴重品の移動等、被害の最小化への行動を周知する。 ・災害時のごみの出し方、分別方法、地区集積所等の開設情報を、チラシ・ホームページ等において、準備又は周知する。
	避難所ごみ、 し尿処理	・避難所の候補施設の情報確認、避難所ごみ、し尿の収集運搬体制について関係部署との調整を行う。

第1章 総則
第3節 災害廃棄物処理の流れ

段階	項目	取組事項
発災直後	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否情報・収集状況、廃棄物処理の委託先の収集状況（業務継続に必要な要員）の確認を行い、災害廃棄物処理の実行体制を整備する。災害廃棄物処理を経験した経験者の派遣などを検討する。 ・収集見込等を踏まえ、必要な要員の確保が困難と判断した場合は、府内他部署や他自治体等への支援を要請する。 ・収集した被害情報を基に、翌日以降の廃棄物処理（生活ごみ、し尿（家庭）の処理を含む）の可否を判断する。
	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を把握する（建物の被害概況、浸水範囲、ライフラインの被害状況、道路状況等）。 ・ごみ処理施設等に関する被害・稼働状況を確認する。 ・被災現場（地区集積所を含む）等における災害廃棄物の発生状況を確認する。 ・適宜情報を整理し、都や関係者等と情報を共有する。
	収集運搬 (地区集積所を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬のニーズ（被災現場及び地区集積所の状況等）を把握する。 ・地区集積所・仮置場の開設状況や運搬先の確保等に応じて、災害廃棄物の収集運搬の委託・協力先等に収集運搬を指示する。
	一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を踏まえて、一次仮置場の選定、確保及び監督員を選任する。 ・順次確保した場所で、協力業者等に設置・運営を指示する。 ・適宜仮置場の開設情報を整理し、都や関係者等と情報を共有する。
	広報	<ul style="list-style-type: none"> ・住民・ボランティアに対し、災害時のごみの出し方、分別方法、地区集積所の開設状況等をチラシ・ホームページ等で周知する。
	避難所ごみ、し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、被災者の受入、避難所生活が開始されたため、避難所ごみ、し尿の収集運搬、処理体制を整備する。

段階	項目	取組事項
～3日目	組織体制	・被害情報等を踏まえ、更なる要員の確保が必要と判断した場合は、 府内他部署や他自治体等への支援を要請する。
	情報収集	・被害状況を把握する（建物の被害概況、浸水範囲、ライフラインの 被害状況、道路状況等）。 ・被災現場（地区集積所を含む）等における災害廃棄物の発生状況を 確認する。 ・災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量の暫定値を算定する。 ・適宜情報を整理し、都や関係者等と情報を共有する。
	収集運搬 (地区集積所 を含む)	・収集運搬のニーズ（被災現場及び地区集積所の状況等）を把握する。 ・仮置場の開設状況や運搬先の確保に応じて、災害廃棄物の収集運搬 の委託・協力先等に収集運搬を指示する。
	一次仮置場	・適宜仮置場の開設情報を整理し、都や関係者等と情報を共有する。 ・一次仮置場の運営を行う。
	広報	・災害時のごみの出し方、分別方法及び地区集積所等の開設情報等を チラシ・ホームページ等で周知する。
	避難所ごみ、 し尿処理	・避難所の開設、被災者の受入、避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理 を開始する。

第4節 組織体制

本区で災害が発生したとき及び発生の恐れがあるときは江東区地域防災計画に定めるとおり、江東区災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

発災時の災害廃棄物処理に関する業務は、環境清掃部で担うため、部内で災害廃棄物処理体制を組織するとともに、関連する部署と連携し、各業務が円滑に遂行できるようにする。

災害対策本部			
災害対策本部長室			
本部長	・区長	副本部長	・副区長・教育長
政策経営部	・政策経営部長	・企画課長 ・財政課長 ・広報広聴課長	・企画班 ・予算班 ・広報班
総務部	・総務部長 ・危機管理室長 ・被災者支援担当部長 ・会計管理室長 ・選挙管理委員会事務局長 ・監査事務局長 ・区議会事務局長	・総務課長 ・職員課長 ・経理課長 ・危機管理課長 ・防災課長	・総務班・人事班 ・物資班・営繕班 ・情報通信班 ・出納班・協力班 ・災害情報連絡員
地域振興部	・地域振興部長	・地域振興課長	・庶務班・商工班 ・避難所協力班
区民部	・区民部長	・区民課長	・庶務班・輸送班
福祉部	・福祉部長	・福祉課長	・庶務班・高齢者対策班
障害福祉部	・障害福祉部長	・障害者施策課長	・障害者対策班
生活支援部	・生活支援部長	・医療保険課長	・庶務班・避難所班
健康部（保健所）	・健康部長 ・健康部次長	・健康推進課長	・健康管理班・衛生班 ・保健予防第一班 ・保健予防第二班 ・保健予防第三班 ・保健予防第四班 ・保健予防第五班
こども未来部	・こども未来部長	・こども家庭支援課長	・庶務班・保育班
環境清掃部	・環境清掃部長	・温暖化対策課長	・庶務班・清掃班
都市整備部	・都市整備部長	・都市計画課長 ・建築課長 ・建築調整課長	・庶務班・調査班 ・建築班・指導班
土木部	・土木部長	・管理課長 ・道路課長 ・河川公園課長 ・施設保全課長	・庶務班 ・工務班
教育委員会事務局	・教育委員会事務局次長	・庶務課長	・庶務班・学務班 ・指導班・図書館管理班

※ 江東区災害対策本部運営要綱第14条第2項に基づき、本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室に区内の消防署長又はその指名する消防吏員等、構成員以外の者の出席を求めることができる。

災害廃棄物処理担当部署

図1-6 江東区災害対策本部及び災害廃棄物処理担当班の構成

第2章 災害廃棄物対策

第1節 平常時（発災前）

1 計画の見直し

本計画は、江東区地域防災計画の修正のほか、国が行う法整備や指針の策定の状況、東京都災害廃棄物処理計画の修正等を踏まえ、計画の実効性を高めるため、計画期間は定めずに適宜見直しを行う。

地域特性の変化や国内で大災害が発生した場合にも、そのたびに新たな課題が生じるため、経験・知見を踏まえたうえで見直しを行う。

また、府内の関連部署との調整や災害廃棄物対策指針を参考にしながら、図2-1に従い、点検を行い、必要に応じて隨時更新する。

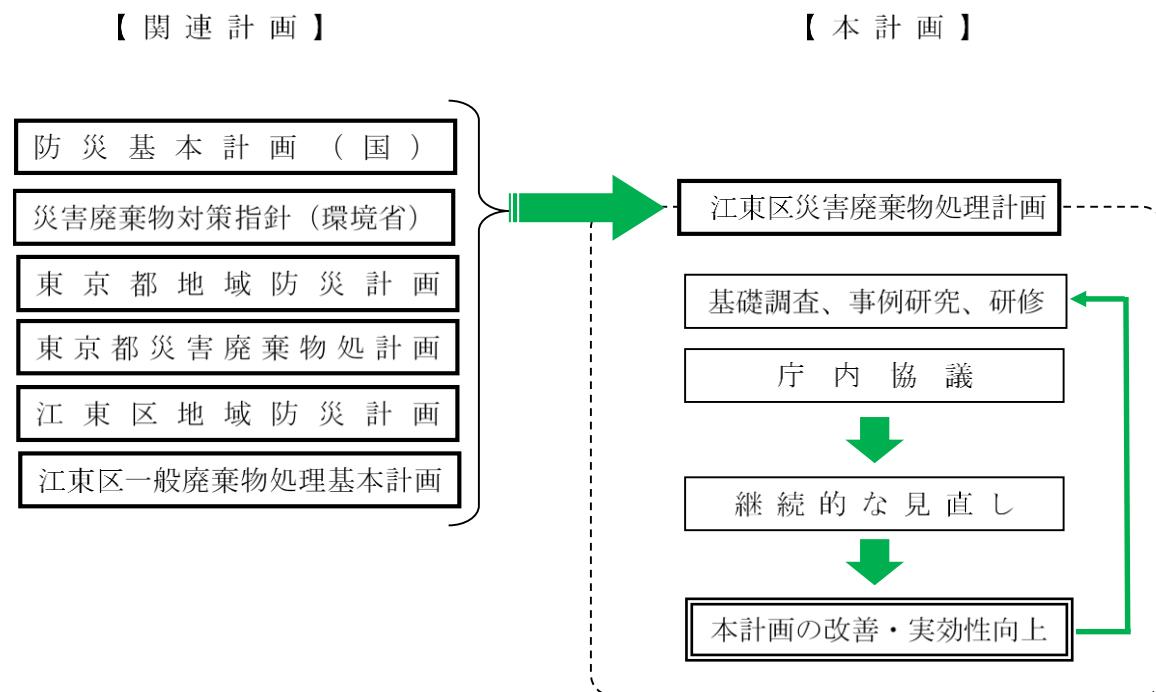


図2-1 本計画の進捗管理・見直し

2 自区域内における関係主体との連絡体制の整備

図2-2に示す情報について、環境清掃部において情報共有するとともに、災害廃棄物処理に関する情報を国及び都に報告する体制を整備する。

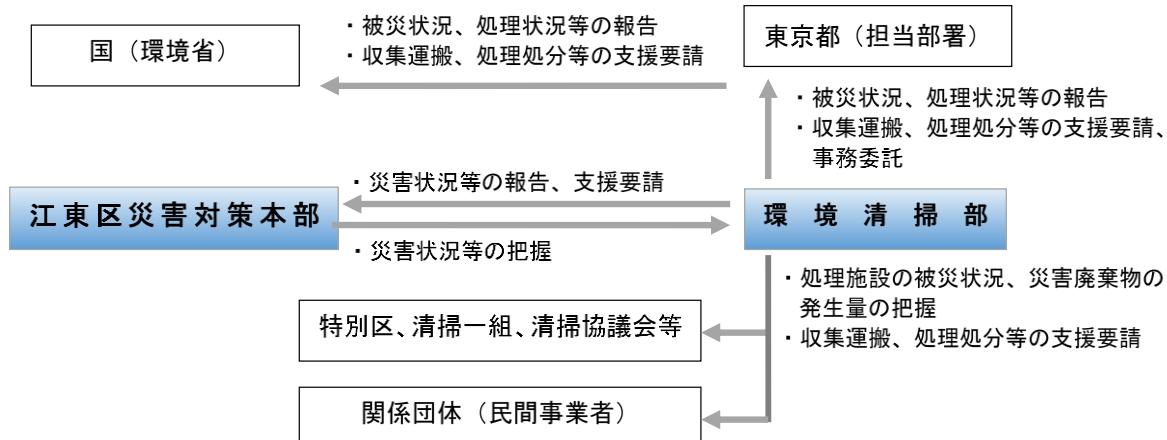


図2-2 情報収集体制

3 自治体共同処理体制（共同組織）の整備

災害廃棄物の収集運搬から処理・処分までのフローにおいて、清掃一組で受入可能な災害廃棄物の種類・性状や処理可能量、搬入用車両の種類・大きさ等の条件、処理・処分先の受入条件や処理可能量等をあらかじめ双方で確認・検討するなど、特別区で連携し、処理を行う体制を整備しておく。

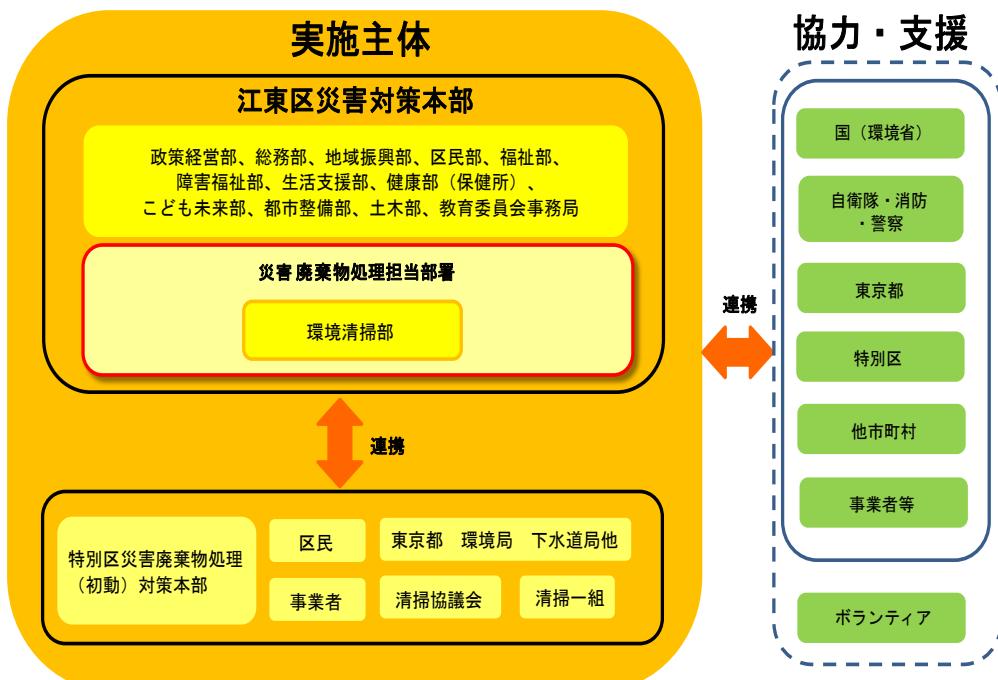


図2-3 共同組織のイメージ

参考：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 災害廃棄物対策チーム「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～」2016.3.31に加筆

4 実務的な業務手順・様式等の整備（マニュアル等の作成）

災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に進めるために、本計画等に基づき、実務的な業務手順や様式等を整備したマニュアルの策定を平常時に行う。本マニュアルでは、災害廃棄物の収集運搬や処理の流れ等、具体的な実施事項の整理を行う。

5 災害廃棄物発生量推計方法の習得

あらかじめ各段階における推計の目的と得られる結果（第1章 総則参照）、推計に活用できる情報を理解するとともに、都が主催する研修の場などを活用して、発生量推計方法の習得に努める。

時期等の目安 (着手)	地震時の推計に活用できる情報	水害時の推計に活用できる情報
発災前	被害棟数の推計方法 ・土地利用現況調査（建物情報）と想定震度分布図等の重ね合わせにより推計	—
発災直後 (1週間以内)	被害棟数の推計方法 ・航空写真などの地図情報（建物情報）と実被害範囲（現地確認や、気象庁発表の実際の震度分布図・液状化情報、消防庁発表の火災発生状況等から）等との重ね合わせにより推計	被害棟数の推計方法 ・航空写真などの地図情報（建物情報）と実被害範囲（現地確認や、気象庁発表資料、人工衛星画像などの浸水範囲等から）及び堤防の決壊場所などの現地確認における浸水高さ情報等との重ね合わせにより推計
実行計画 (1か月～)	発災直後の推計結果を次の項目等により更新 ・仮置場への搬出入量情報等（片付けごみ） ・り災証明書（発行見込み・発行済み） ・解体見込み数（自費解体・公費解体） ・処理済み量	
実行計画改定 (6か月～1年)	発災直後の推計結果を次の項目等により更新 ・仮置場への搬出入量情報等（片付けごみ及び解体廃棄物） ・り災証明書（発行済み） ・解体申請数（延床面積） ・処理済み量	

6 仮置場の選定・準備

（1）仮置場の選定

災害廃棄物の確実な分別の実施と最大限の資源化及び適正処理の実現へ向けて、発災に伴う災害廃棄物を保管する「一次仮置場」を速やかに開設する必要がある。一次仮置場の設置が整うまでの間、緊急措置として設置する「応急集積場所」や、区民が自ら片付けごみを排出することができるよう「地区集積所」を発災直後から設置しなければならない。災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うために、地区集積所・一次仮置場の候補地を事前に選定しておく。

また、「二次仮置場」においては、中間処理に必要な機材を設置し、早期の処理開始に向けた整備が求められるため、設置主体である特別区で調整を進めておく。

（2）仮置場のレイアウト

発災時に仮置場を迅速に開設するためには、レイアウトを事前に検討しておくことが重要であるため、できる限り仮置場候補地毎にレイアウト案を作成しておく。

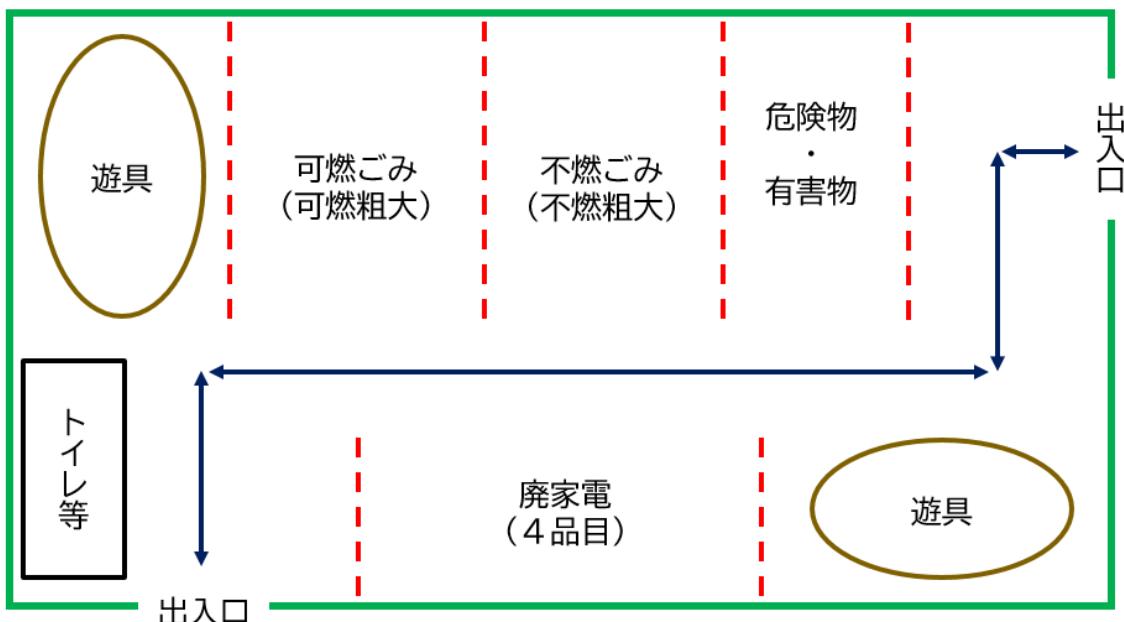


図 2-4 地区集積所のレイアウト例

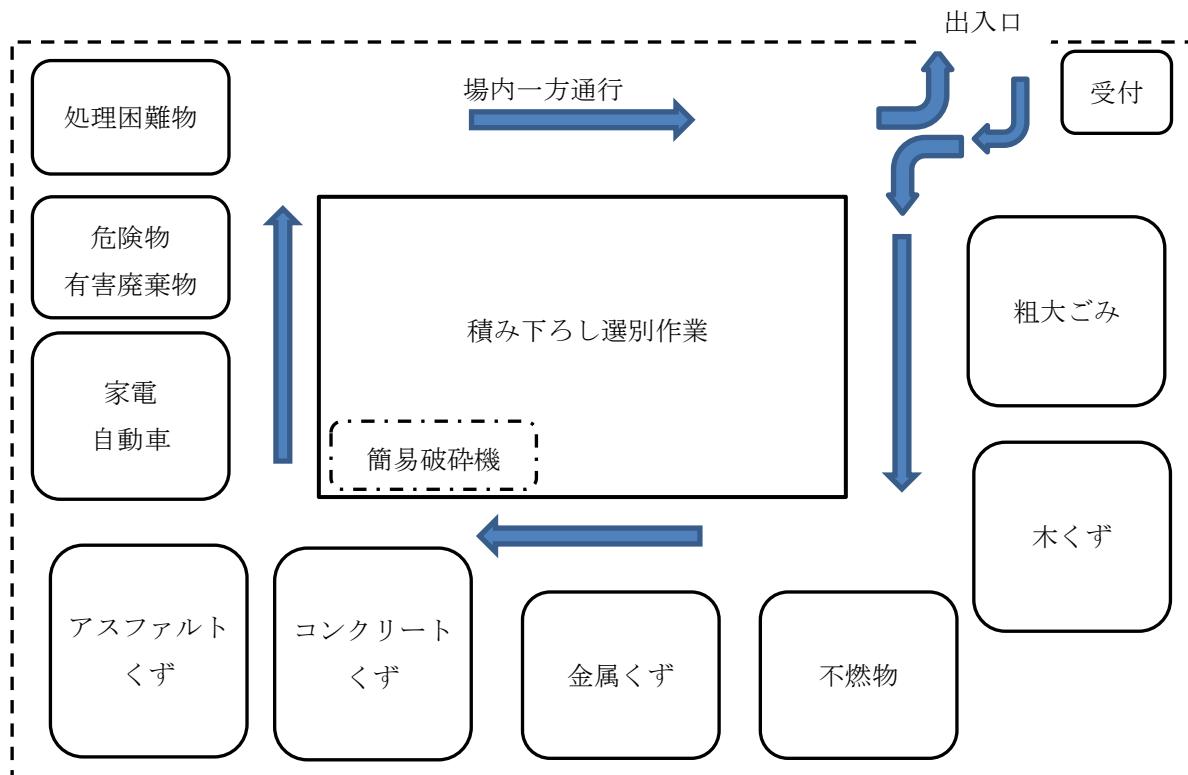


図 2-5 一次仮置場のレイアウト例

(3) 仮置場の管理・運営等

仮置場の管理・運営を円滑に行うためには、多くの作業員と重機等の資機材が必要となる。仮置場の運営にあたっては、特別区が共同で協定を結ぶ団体を活用し、災害の規模等により能力が不足する場合には、解体事業者等の関連団体と新たな協定の締結等を検討する。

また、ボランティアの活用も想定し、仮置場の管理・運営を含めた災害廃棄物処理に関する連携方法等を社会福祉協議会と検討する。

なお、仮置場における区民や作業員の安全、周辺環境の保全等を念頭に、以下に示す資材が必要となるため、協定団体等と事前に調整しておく。

表2-1 仮置場等の管理・運営において必要な資材

項目	主な対策内容・資材
安全管理	<ul style="list-style-type: none">・作業員の安全確保：ヘルメット、軍手、防塵マスク、メガネ、安全靴（または長靴・中敷き）・場内誘導表示板（動線表示、分別看板）・危険物、有害物質を含む廃棄物の保管に必要な資材（フレコンバック等）・不法投棄防止（夜間）のための照明・ゲート施錠
環境保全	<ul style="list-style-type: none">・土壤保全：遮水シート、敷鉄板・騒音・振動の軽減：防音シート・臭気：消臭剤、脱臭剤、防虫・殺虫剤の散布、シート（被覆）・火災、飛散防止：散水設備、ネット（飛散防止）、消火器、防火水槽、小型ポンプ

7 搬入から搬出までのプロセスの効率化

災害廃棄物を迅速に処理するためには、確保できた仮置場を効率的に活用していくことが求められることから、災害廃棄物を可能な限り仮置場で保管する期間を短くし、速やかに搬出する必要がある。そのため、仮置場からの収集運搬及び処理処分先の早急な確保に向けて関係者との調整を進めておく。

8 区民・ボランティアへの啓発・広報

本計画の災害廃棄物処理に係る基本方針に基づき、災害廃棄物の処理を行うためには、区の対応だけではなく、区民・ボランティアや事業者の協力が不可欠である。そのため、平常時においても災害廃棄物の推計量や処理方法、自宅内にある使用する意思のない家電製品や粗大物といった退蔵品等の処分、仮置場等の事項を環境イベントや各媒体等を通じて、周知・啓発を行う。

また、あらかじめ広報のひな形等の準備や、広報手段、伝達主体の検討を行っておくことで、初動期の混乱を最小限にとどめておくことが重要である。

特に、発災直後は人命救助を優先するほか、区内の被災状況に応じた処理方針等によっては、平常時のような収集運搬ができないことを想定しておく必要がある。また、片付けごみ、畳や冷蔵食品等の腐敗性廃棄物の適正な排出方法等を認識することにより、道路上や空地への不適正な排出及び衛生環境の悪化等を防止する。

表 2-2 周知・啓発内容

区分	内容
災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・発生量や処理方法等の基本的な考え方・仮置場の開設方法や時期・被災家屋の解体撤去及び仮置場での環境保全対策・被災家屋の解体・撤去等に関する手続き・平常時から自宅内にある退蔵品等の処分
避難所・生活ごみ	<ul style="list-style-type: none">・ごみの排出・分別ルール・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止・片付けごみの注意点・仮置場等の利用方法
し尿	<ul style="list-style-type: none">・携帯トイレ等の家庭における備蓄・仮設トイレ等の設置予定場所・仮設トイレ等の使用方法
その他	<ul style="list-style-type: none">・ごみを出さないために日頃からできること・情報伝達方法（町会・自治会の掲示板、避難所の掲示板、インターネット、ラジオ等）・災害時の問合せ窓口

9 処理施設・処理可能量の把握

以下に都及び清掃一組が管理する一般廃棄物処理施設を示す。

なお、災害時に活用する廃棄物処理施設については、都や清掃一組と調整・協議して決定するものとする。

表 2-3 一般廃棄物処理施設

ごみ区分	管理	施設名
燃やすごみ	清掃一組	新江東清掃工場、墨田清掃工場等
燃やさないごみ		中防不燃ごみ処理センター
粗大ごみ		中防粗大ごみ破碎処理施設
し尿		品川清掃作業所
最終処分	都	中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場

表 2-4 各施設の処理状況等（令和 5 年度）

管理・処理施設名		年間処理量 (t/年)	稼働日数 (日/年)	平均日量 (t/日)	公称処理能力
清掃一組管理	焼却	新江東清掃工場	約 353,691	238	1,486 (600t×3 炉)
		墨田清掃工場	約 106,128	247	600t/日 (600t×1 炉)
	不燃	中防不燃ごみ 処理センター	約 31,322	241 (平均)	48t/h×2 基
	粗大	中防粗大ごみ 破碎処理施設	約 75,021	236 (平均)	32.1t/h×2 基
	し尿	品川清掃作業所	約 9,612	181	100t/日

表 2-5 最終処分場の処理状況（令和 5 年度）

管理・処理施設名		年間処分量 (t/日)	残余容量 (m³)
都 管 理	最終 処 分	中央防波堤外側	約 15,781
		新海面処分場	約 166,954

10 災害廃棄物対策に係る研修、訓練、演習の実施

本計画の災害廃棄物処理に係る基本方針に基づき、災害廃棄物の処理の対応にあたるために、過去の被災経験や教訓を継承し、職員へ災害廃棄物に関する継続的な教育・訓練を実施することが必要である。

本計画の記載内容について、業務を行う関係職員への教育を継続的に実施するとともに、協定締結団体とは平常時においても連携を密にし、災害時に備え、情報伝達・連絡手段の訓練等を行う。

表 2-6 教育・訓練の例

内容
・過去に経験した災害の記録や環境省等が公表している資料を用いて、職員に教育・訓練を行う。また、本計画の内容を職員へ周知する。
・災害発生時の状況を想定して行う図上訓練や防災訓練に災害廃棄物の視点を組み込む等、工夫した訓練を実施する。
・環境省地方事務所や都が開催する研修や図上訓練等へ参加し、過去の災害廃棄物処理事例における課題や参加自治体との情報共有を行い、災害廃棄物処理に関する知識を蓄える。
・災害廃棄物処理計画を用い、実際の災害状況を模擬して付与される状況（課題）に対応できるか検証する机上演習を実施する。
・所与の被災状況における災害時の廃棄物処理状況（発生する課題）と対応策を議論するワークショップを実施する。
・混合廃棄物、有害物質や有害物質含有廃棄物の分別・取り扱い訓練、仮置場での実施訓練（実技）を実施する。

参考：災害廃棄物対策指針（技13-2（R2.3.31））に一部加筆

11 災害廃棄物処理支援（近隣自治体等に対する処理支援）

区は、当該区域外で大規模災害が発生し、被災自治体や都から被災地で発生した災害廃棄物処理に関する応援要請があった場合、被災地の状況を見極めつつ、被災自治体や都と連携して支援を行う。支援を通して、自らの対応能力の向上を図るとともに、自治体間連携の強化につなげていく。支援に当たっては、受援側の体制も考慮し、資機材や人員に関する適切な支援を行う。

第2節 初動期（発災後約1か月）

1 庁内体制の整備

発災後は、速やかに第2章第1節3に示した災害廃棄物処理に係る組織体制を確立する。

初動期は、被災状況の全貌が明らかになっていない中で、人命救助、被災者の健康確保を優先的に行う必要がある。また、道路上の災害廃棄物の撤去や仮設トイレの設置等緊急性の高い作業から順に行う必要がある。

これらの対応と併せて、以下の事項について速やかに開始する。

- 区内における被災状況等の情報収集
- 廃棄物処理施設の被災状況の把握
- 収集運搬ルート及び体制の被災状況の確認
- 災害廃棄物の仮置場の検討
- 組織体制及び協力・支援体制の構築
- 生活ごみ、避難所ごみ及びし尿の処理の検討
- 区民等への広報
- 災害廃棄物の撤去等初動期における必要な予算の確保

また、風水害時は、大雨等の予報が出された段階で、早期に災害廃棄物への対応体制を準備するとともに、防災部局と協力して、区民等に対して浸水しないよう予防策を講じることを呼びかけ、災害廃棄物の発生を最小化するよう努める。

2 災害廃棄物処理に係る組織体制の整備

災害廃棄物対策に必要な人員を確保し、災害対策本部と連携して組織体制を構築し、指揮命令系統等により各事象に対応する。

被害状況に応じて、庁内からの応援や他自治体からの人的・物的支援を要請する。

また、各業務は担当班が中心となって行うが、担当班のみが当該業務を行うのではなく相互に支援しながら業務を行う。

なお、本区の被災状況の全体像を把握するため災害対策本部から表2-8に示す情報を収集する。

表2-7 災害廃棄物処理関連業務 1/2

担当区分	業務内容
庶務班	災害対策本部との連絡調整
	環境清掃部内の連絡調整
	都への要請事項の集約及び要請
	都からの情報収集
	国庫補助金の申請
	処理状況等各種報告
	道路被害、建物被害の情報収集
	避難所等設置に係る連絡調整
	仮置場の確保に関する庁内調整業務
	仮設トイレ設置に係る連絡調整
庶務及び広報	携帯型簡易トイレ配布状況の把握
	業者との契約締結業務
	区民への広報業務
	予算の編成業務
家屋の解体、撤去	有害物質に関する区民への情報提供
	解体撤去の受付
	解体業者、区民との連絡調整
有害廃棄物の処理及び環境モニタリング	解体量等の集計
	解体業者への指導
	仮置場の環境測定
	区内大気中アスベスト濃度測定

表2-7 災害廃棄物処理関連業務 2/2

担当区分	業務内容
清掃班	片付けごみ・災害廃棄物全体量の推計
	仮置場の選定
	がれき処理計画（主要機材・搬入・再利用・最終処分）の策定
	仮置場への搬入管理
	がれき処理（中間処理・再利用・最終処分）の進捗管理
	がれき処理量の集計
	機材・人員の状況把握
	集積所の被災状況の把握
	収集運搬ルートの検討
	不足機材・人員の調達の検討
ごみ等収集運搬計画に関すること	ごみ等収集運搬計画の策定
	ごみ等収集運搬の実施
	臨時収集の検討及び対応
	動物死体の収集
	し尿発生量の推計
し尿処理計画、実施に関すること	活用可能な人員、機材の把握
	仮設トイレ設置箇所の把握
	し尿収集運搬計画の策定
	し尿収集運搬の実施
	清掃一組施設の被災状況把握
清掃一組、清掃協議会及び民間事業者との連絡調整に関すること	清掃一組施設への搬入調整
	清掃一組、特別区及び民間事業者との連絡調整
	下水道局の被災状況の把握
	下水道局の受入可能量の把握
	下水道局へのし尿搬入量の報告
	協定締結団体への協力要請及び調整
	雇用車の被災状況の把握
	雇用車の配車要請及び調整
	民間事業者の被災状況の把握
	民間事業者への協力要請及び調整

表2-8 災害対策本部からの情報収集項目

区分	情報収集項目	目的
避難所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所名 ・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ設置数 ・各避難所の災害用便槽使用状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ不足数把握 ・避難所ごみ、し尿の発生量把握
建物の被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の全壊及び半壊棟数及び床上、床下浸水棟数 ・建物の焼失棟数 	<ul style="list-style-type: none"> ・要処理廃棄物量及び種類等の把握
電気、ガス、上下水道等のインフラ被災及び復旧状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、上下水道施設の被災状況 ・断水の状況と復旧の見通し ・下水処理施設の被災状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラの状況把握 ・処理施設稼働状況の把握 ・し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握
道路・橋梁の被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況と開通見通し 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の収集運搬体制への影響把握 ・仮置場、運搬ルートの把握

3 共同組織の設置

災害廃棄物処理全般において、特別区の相互協力体制のもと共同処理を実施する。また、特別区全体の情報収集を主な任務として、特別区災害対策本部を設置する。

表2-9に示す情報について共有に努める。

表2-9 他の実施主体等からの情報収集項目

区分	情報収集項目	目的
特別区災害対策本部 清掃一組 清掃協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃一組施設の被災状況 ・中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場の被災状況 ・品川清掃作業所（し尿）の被災状況 ・協定を結んでいる民間処理業者の被災状況 	処理体制の構築

4 関係機関との連携

災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため、災害廃棄物処理にあたっては、本区が処理を行うことが基本となるが、特別区は一般廃棄物の共同処理を行っている（収集運搬を各区、中間処理を清掃一組、最終処分を都）。被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、都、都内市町村等との協力・連携により広域的な処理を行うことも検討する。また、収集車両の確保等については、協定締結団体から協力・支援を受ける。

支援の要請及び受入の連絡調整は、環境清掃部が窓口になり行う。各担当からの要請内容を整理のうえ、協定締結済自治体や都に支援の要請を行う。

災害対策本部から収集した情報、被災地域からの情報、災害廃棄物処理の進捗状況等、表2-10に示す情報について、定期的に国・都に報告する。

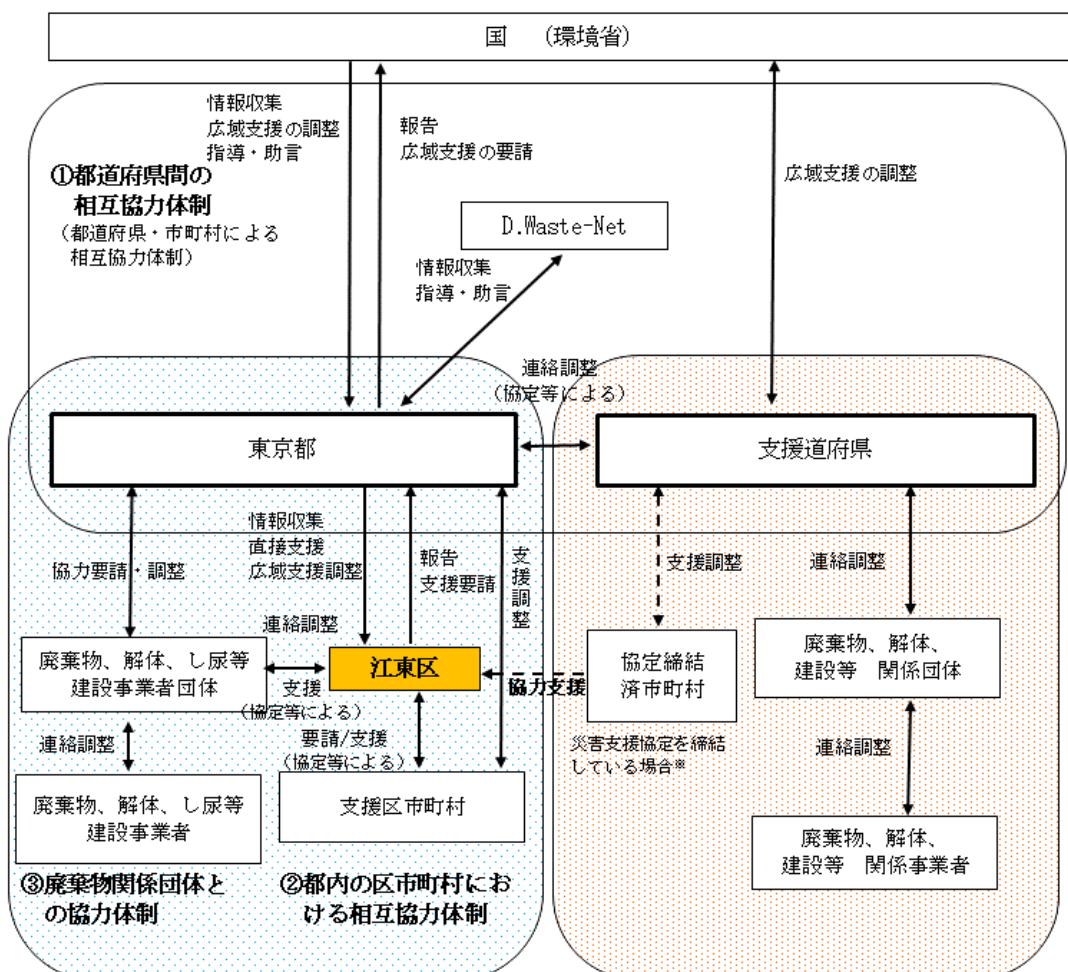


図2-6 各関係機関との連携体制

表 2-10 国・都への報告事項

区分	情報収集項目	目的
災害廃棄物（全体）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理量・進捗率 ・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況 ・仮置場整備状況 	国・都への被災状況等の報告

5 災害廃棄物量等の算定

（1）被災状況調査・把握

発災直後などは、災害対策本部による建物被害情報が明らかになっていないことが多いため、航空写真等の建物情報と現地確認等の実被害範囲との重ね合わせ等により被害棟数を推計する。被害認定調査により徐々に精度が高くなる建物被害情報等により推計値の修正をかけていく。

また、発生量推計においては、片付けごみ、解体廃棄物以外にも、散乱ごみや、市街地に流入した木、枝葉や土砂等は、被害の状況に応じて適宜発生量推計値に追加する。

活用できる情報は次の内容が例として挙げられる。

表 2-11 発災直後の発生量推計に活用できる情報等（一例）

災害種別	情報等
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> ・実被害範囲図（現地確認や気象庁発表の実際の震度分布図・液状化情報、消防庁発表の火災発災状況等）※ ・航空写真などの地図情報から建物状況
水害	<ul style="list-style-type: none"> ・実被害範囲図（現地確認や、気象庁発表資料、人工衛星画像等の浸水範囲等）及び浸水深 ・堤防の決壊場所における高さの現地確認（決壊ポイントごとの高さ情報） ・航空写真などの地図情報から建物状況等 ・土砂や湿潤した廃棄物の影響等を考慮（推計値の1.25～2倍）

（2）発生量推計

災害廃棄物の発生量の推計は、第1章第2節4で示した方法を参考として算出する。

災害廃棄物の発生量の推計は、仮置場の設置や後述する災害廃棄物処理実行計画の策定等に影響する重要な事項であるため、災害情報、被災情報及び発生原単位を適切に更新して、その精度を高めて管理する。処理可能量は、一般廃棄物処理施設等の被災状況及び生活ごみ・避難所ごみの処理想定量等を踏まえて算出する。

6 災害がれき、生活ごみ・避難所ごみ、し尿処理

片付けごみは発災後の早い段階で排出されることから、初動期に収集運搬・処理体制を確保することが重要となる。特に風水害では、地震災害に比べて早い段階から片付けごみの搬出が始まるこことを留意する。

また、地区集積所が設置される前に、自治会・町会やマンション管理組合等により独自の集積所が設置される場合があるため、当該集積所の設置状況を把握し、収集運搬体制を構築することもある。

片付けごみが落ち着いた頃に発生量等の見直しを行うことも必要である。

（1）災害がれき（片付けごみ・解体廃棄物等）

前項で示した方法により、災害がれきの発生量を算出する。

算出した発生量に基づき、収集運搬体制の検討や次項で後述する仮置場の設置・運営等の基本的な方針を決定する。

（2）生活ごみ・避難所ごみ

①生活ごみ

大規模災害においても、被災していない地域があると見込まれ、被災した地域と被災していない地域の収集を滞りなく行ったうえで、災害廃棄物をいかに混乱なく迅速に収集するかが重要な課題である。通常の収集と避難所ごみの収集、災害廃棄物の収集とが混在することを十分念頭に置いて、収集運搬計画を立てる必要がある。

収集運搬体制の確保が困難な場合、緊急性を考慮し、区民への広報を行ったうえで、し尿を含む簡易トイレ・紙おむつ等、腐敗性廃棄物（生ごみ等）を優先して回収する。腐敗性の低いものは、一時的な収集停止を行う等の措置を講じる。さらに不適正排出（便乗ごみ）や道路・公園等への不法投棄等を未然に防止するため、的確な広報を行うとともに、応急集積場所や地区集積所を中心としたパトロール等を行い、状況把握に努める。災害により既存施設の復旧に時間がかかる場合又は処理能力が不足する場合は、速やかに支援要請を行い、他自治体、民間処理業者等に収集運搬及び処分を委託する。

②避難所ごみ

発災時でも分別を行うことが、その後の処理をスムーズにし、早期の復旧に寄与すると考えられるため、避難所においても可能な限り分別を行うことが必要である。

発災直後には、水、食料のニーズが高く、それらを中心とした支援物資も急激に増えるため、表2-12のようなごみが大量に排出されることが想定される。

また、発災時は避難所が混乱していると考えられ、平常時のごみ分別が困難なことが予想されるため、表2-13に示す避難所ごみの分別における留意点を参考に発災時期、被災状況、避難者数を考慮し、排出ルールを決定する。

衛生状態の確保からも、粗くてもよいので、段ボールやごみ袋、ラベリング用品（ペン、ガムテープ、紙）等を使って、分別を始める。

表 2-12 避難所から排出されるごみの種類

種類	内容
飲料水	紙コップやプラコップ等（給水車の場合）、空ボトル（ペットボトルの場合）
食料	段ボール、プラスチック製容器包装、缶等（箱詰めおにぎりやパン、カンパン等）
トイレ	簡易トイレ（ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する管理が必要）

表 2-13 避難所ごみの分別における留意点

種類	留意点
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみは、ハエ等の害虫の発生が懸念されるため、袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。 簡易トイレのポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する。
燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> 通常時の分別と同様に、「水銀を含む製品（蛍光灯、電池類）」、「発火性のごみ（スプレー缶、ライター等）」、「その他燃やさないごみ（金属類、陶器類等）」の3種類に分別し、それぞれ袋に入れて保管する。
資源物	<ul style="list-style-type: none"> 古紙（新聞、雑誌・雑紙、段ボール） 金属類 びん 缶 ペットボトル プラスチック 発泡トレイ、発泡スチロール <p>古紙は、新聞、雑誌・雑紙、段ボールに分け、それぞれ紐でしばるなどして保管する。それ以外は、それぞれ袋等に入れて保管する。</p>
感染性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 感染性廃棄物（注射針等）は医療機関と調整し、専用容器を用いて、安全に保管する。

避難所におけるごみ排出量を資料編に示したように推計し、発生量予測をする。避難所の環境衛生保全のため、避難所を担当する班と連携を図り、収集を開始する。避難所ごみは、分別を行ったうえで、収集を行い、被災状況により適宜分別の見直しを行う。

被災状況によっては、平常時の収集運搬体制での対応が困難になることも予想されるため、必要に応じて支援要請を行い、他自治体等からの支援車両等による収集を行う。

なお、医療系等の有害性・危険性のある廃棄物については、取り扱いに注意し、密閉保管するように周知する。

（3）し尿

災害発生時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが予想されるほか、避難所・避難場所から発生するし尿に対応するため、下水道の被災状況や避難所・避難場所の開設状況等を踏まえ、し尿の収集量を推計し、し尿処理の計画を立てる。

し尿処理にあたっては、協定事業者や特別区との連携により、し尿収集車両と作業員の確保を図る。

表 2-14 災害時に使用されるトイレの種類と特徴

設置	名称	特徴	概要	現地での処理
仮設・移動	携帯トイレ	吸収シート方式 凝固剤等方式	最も簡易なトイレ。調達の容易性、備蓄性に優れる。	保管・収集
	簡易トイレ	ラッピング型 コンポスト型 乾燥・焼却型等	し尿を機械的にパッキングします。設置の容易性に優れる。	保管・収集
	組立トイレ	マンホール 直結型	地震時に下水道管理者が管理するマンホールの直上に便器及び仕切り施設等の上部構造物を設置するもの（マンホールトイレスистем）	下水道
	ワンボックストイレ	簡易水洗式 非水洗式	イベント時や工事現場の仮設トイレとして利用されているもの	汲取り

7 仮置場の設置・運営

本区において、災害廃棄物の発生により仮置場の設置が必要と判断した場合、被災地域や被害状況に応じて関係機関と調整のうえ、仮置場の設置を行う。

使用する仮置場では、使用前に可能な範囲で土壌汚染状況を確認し、仮置きする災害廃棄物の性状に併せて土壌汚染防止策を検討する。

（1）地区集積所の設置・運営

区民が自ら片付けごみを排出することができるよう「地区集積所」を発災直後から設置する。

設置する際は、第2章第1節6で示したレイアウト例をもとに、地区集積所内を分割し、できる限り区民に分別排出を促す。

収集運搬、平常時に検討した車両の種類・大きさ、台数を確保する。不足する場合は、土地勘のある事業者という観点なども考慮しながら、平常時の収集運搬業務の委託契約や一般廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物収集運搬業者、建設事業者等との協定等を活用し、支援の要請を行う事業者を決定する。

なお、集積所から一次仮置場及び平常時の処理先への収集運搬は、平常時の収集運搬業務の委託契約等で実施できるようにするなど、発災後、早急な対応ができるよう準備する。

（2）一次仮置場の設置

道路啓開や救助捜索活動に伴い撤去する必要のある建物等の損壊物や被災住民・ボランティアが排出する災害廃棄物のうち、片付けごみ等を一時的に保管する場所として、仮置場を設置する必要がある。平常時に検討した内容に沿って、仮置場の管理・運営に必要となる人材・資機材を確保し、早急に仮置場を開設する。

（3）一次仮置場の運営

一次仮置場のレイアウトは、第2章第1節6を参考にし、管理小屋、フェンス、消火用水槽等の必要設備を設置する。設置・運営管理を委託する場合は、早急に積算を行つたうえで、早い段階で適切に委託契約をする。

仮置場では、受付、分別指導、重機等を用いた山積みの廃棄物の整地等が必要になるため、各種関係機関への支援を要請する。

また、災害廃棄物処理の進捗に応じて、仮置場面積の過不足を把握し、候補地の追加や集約を検討する。

仮置場のレイアウトは、災害の種類や規模、仮置場の場所、規模によって変化する。十分な面積が確保できない場合については、現場から搬出する時点で分別し、A一次仮置場は可燃物と木くず、B一次仮置場は不燃物と金属くずの様に、一次仮置場ごとに廃棄物の種類を変える方法も検討する。現場で分別し、コンクリートくずや金属くずを現場に残し危険物や可燃性の物から一次仮置場へ搬入する方法も検討する。

本区内の仮置場の規模を考慮すると、多種類の分別区分を設けることが困難な場合もあると考えられるため、被災状況により仮置場で集積する災害廃棄物の種類をあらかじめ区分（分別）し、分別搬入されたものを速やかに搬出していくことにより、災害廃棄物の処理を迅速に行うことも検討する。

表2-15 一次仮置場での主な管理・運営

項目	対応（対策）
搬入・搬出	<ul style="list-style-type: none">搬入された廃棄物の確認及び受付（便乗ごみの防止）種別ごとの搬入・搬出量（車両の台数）等の記録
徹底した分別と適正処理	<ul style="list-style-type: none">徹底した分別の指導（混合状態の防止）不法投棄や資源ごみの持ち去り等の警備
火災防止対策	<ul style="list-style-type: none">定期的な温度や可燃性ガスの濃度測定消火器等による消火活動及び消防署への通報
安全管理	<ul style="list-style-type: none">廃棄物の積み上げ（高さ）の指導・散水搬入出車両の誘導搬入出車両の集中による交通渋滞の対応（作業員の応援要請）
環境安全対策	定期的な環境モニタリング（ 52 頁 参照）

【仮置場での注意点】

- 木くず等の可燃性廃棄物は、発火と発熱防止の観点から、高さ5メートル以上積上げを行わないようとする。また畳、剪定枝等の腐敗性廃棄物は、高さ2メートル以上積み上げないようするなど、防火対策が必要である。
- 万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、堆積物同士の離間距離を2メートル以上設けるようとする。
- 防音壁や飛散防止ネット（災害廃棄物の中から適当な資材を選び、分別ヤードに簡易的な囲いを設置してもよい）の設置による大気汚染対策を行うことが望ましく、必要に応じて消臭剤散布による悪臭防止を行う。また、乾燥による粉塵の飛散を防ぐため、散水を適宜実施することが必要である。
- 日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行う。停電や機器不足により台貫等による計量が困難な場合、搬入・搬出台数や集積の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。
- 仮置場周辺の地域住民の生活環境への影響を防止するため、環境モニタリングを実施する。



平成28年熊本地震 一次仮置場
写真出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル
(http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/)

8 区民・ボランティアへの広報

（1）区民・ボランティアへの広報

災害廃棄物の円滑な処理のために、区民・ボランティア等への広報を以下のような手段を用いて行う。

片付けごみが排出されるタイミングまでに、平常時に準備しておいた広報のひな形を基に被災状況に合わせて適宜追加・修正等を行い、広報を実施する。その際、情報の鮮度、正確性及び更新の容易さに留意し、複数の手段を利用して広報を展開する。

①広報の内容

被災者に対して、片付けごみの分別や収集方法、仮置場の利用方法等について、効果的な広報手段により周知する。また、ボランティアに対しても速やかに担当部署を通じて、同様の情報を周知する。

②広報手段

防災行政無線、こうとう安全安心メール、防災関連 SNS、ホームページ、CATV、コミュニティ FM 等。

表 2-16 広報内容の例

項目	広報内容
災害時	環境のこと ・野焼き等の禁止 ・生活環境（悪臭、水質等）
	生活ごみの処理のこと ・収集ルート及び日程、収集期間 ・収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等） ・便乗ごみの排出、不法投棄
	し尿処理のこと ・収集ルート及び日程、収集期間 ・し尿処理の現状及び復旧の見通し
	片付けごみのこと ・区民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載） ・仮置場の場所及び設置状況

（2）思い出の品・遺失物の対応

被災建築物等から、所有者が不明な思い出の品や貴重品等が排出された場合は、他の災害廃棄物と混在しないよう注意して取り扱う。思い出の品や貴重品として回収の対象となるものを表2-17に示す。思い出の品等は、遺失物法に基づく取り扱いを行う。

表2-17 思い出の品等の回収対象

思い出の品	位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジカメ等
貴重品	株券、金券、商品券、古銭、貴金属等

表2-18 貴重品・思い出の品の取り扱い

基本的事項
・所有者等が不明な貴重品は、速やかに警察に届ける。 ・所有者等の個人にとって価値があると認められもの（思い出の品）については、廃棄に回さず保管し、可能な限り所有者へ返却する。 ・個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となる。
回収・保管・管理・閲覧
・撤去・解体作業員による回収のほか、現場や人員の状況により思い出の品を回収するチームを作り回収する。 ・貴重品については、警察へ引き渡す。 ・思い出の品については、土や泥がついている場合は、洗浄、乾燥し、保管・管理します。閲覧や引き渡しの機会を作り、可能な限り所有者へ返却する。 ・思い出の品は、膨大な量となることが想定され、また、限られた期間の中で所有者へ返却を行うため、発見場所や品目等の情報が分かる管理リストを作成し管理する。

9 受援体制の整備

人材や資機材が不足し、災害廃棄物処理のための十分な体制が構築できない場合、都の災害廃棄物処理の経験者等や、都及び区が事前に締結した個別の協定を活用するとともに、D.Waste-Net^{*1}、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）^{*2}、自衛隊、その他広域連携については都へ、都外の自治体等に対して人材や資機材の支援や、災害廃棄物の処理を要請する。

なお、自衛隊については、「事態やむを得ないと認める場合」（公共性、緊急性及び非代替性を総合的に勘案して判断）に留意し、必要な支援を要請する。

※1 D.Waste-Net

- 国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者により構成される人的な支援ネットワーク
- 主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等

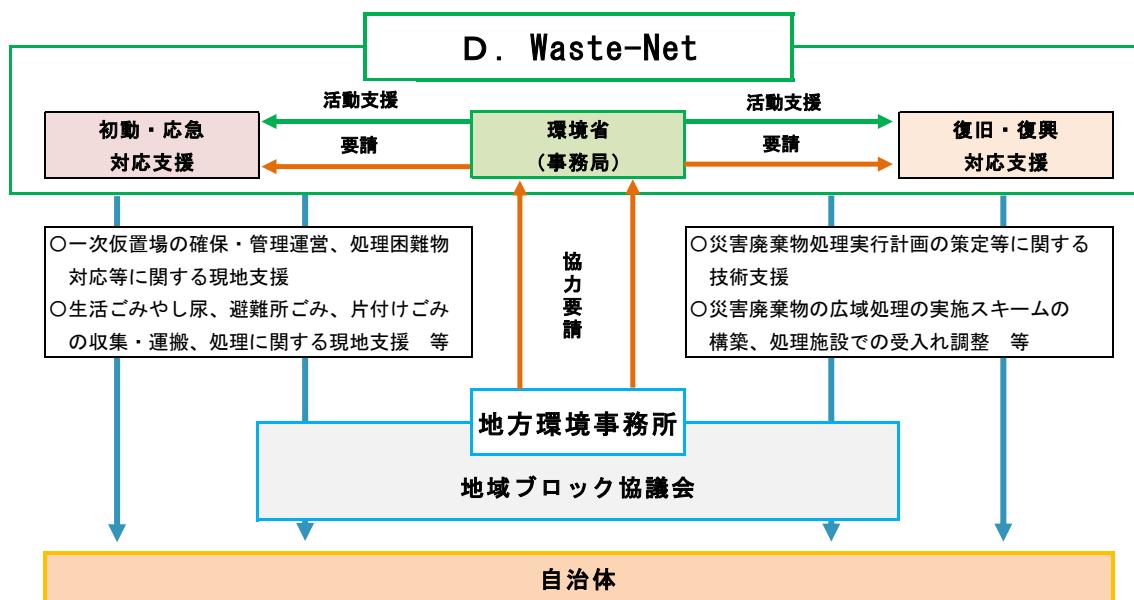
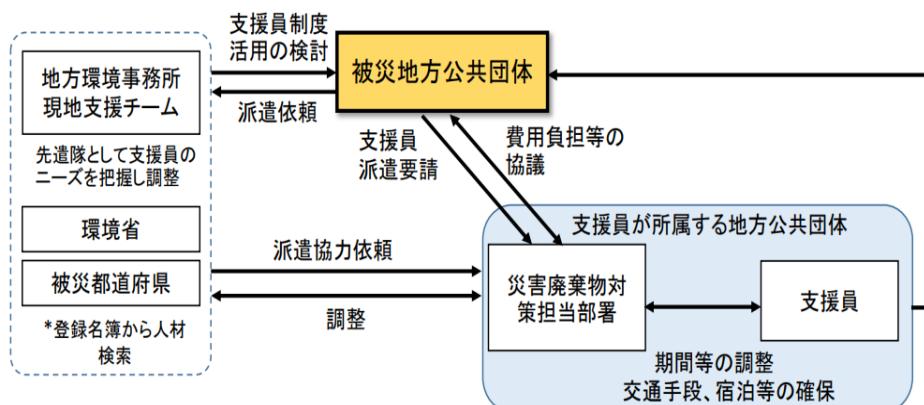


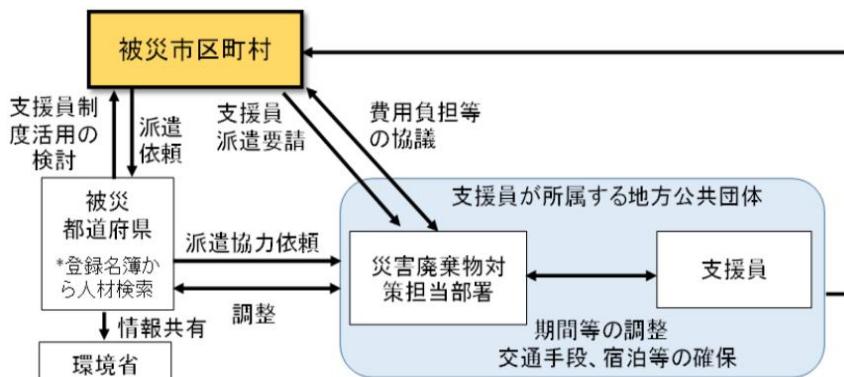
図2-7 災害発生時におけるD.Waste-Netの支援の仕組み

※2 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

- 災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、発災時に被災地を支援することを目的とした制度で、被災地のニーズを踏まえた現場の目線で災害廃棄物処理を適切かつ円滑に行えるようマネジメントの支援を行う。
- 被災都道府県や環境省と連携・調整を図りながら、次の①・②の支援を行うもので、現場作業員としての派遣ではない。
また、都道府県や環境省から支援員の派遣に向けた調整を行うことがある。
 - ① 災害廃棄物処理の方針に係る助言・調整
被災自治体が行う災害廃棄物処理の方針を立てることができるように、知見・経験を基に助言、情報提供及び関係者との調整を行う。
 - ② 個別課題の対応に係る助言・調整
災害廃棄物の収集運搬、仮置場の開設・運営管理、処理、実行計画策定等の個別課題の対応に対して、知見・経験を基に助言、情報提供及び関係者との調整を行う。



国等の現地支援チームを起点として制度を活用する場合



被災都道府県内で制度を活用する場合

図 2-8 災害廃棄物処理支援員制度の活用の流れ

第3節 応急対策期（約1か月～3か月）

1 被災状況の集約

応急対策期において以下に示す取り組むべき事項を初動期から継続して行う。
これらの収集した情報等を集約し、災害廃棄物の発生量を見直し、仮置場必要面積の再計算等を行う。

- 建物被災状況
- 避難所開設状況、避難者数の推移状況
- 廃棄物処理施設、収集運搬業者の被災状況
- インフラ関連（道路、通信、電気、ガス、上下水道等）の被災状況及び復旧情報
- 利用可能な施設、機材、車両、人的資源及び経費（他自治体からの支援の状況、ボランティアの状況等を含む）
- 区民・ボランティアへの広報
- 公費解体の受付、解体工事
- 国庫補助金対応
- 環境モニタリングの実施

2 災害廃棄物量等の見直し

本区において収集した情報により、その時点で処理しなければならない災害廃棄物を要処理量として逐次把握するとともに、各仮置場への搬入状況や公費解体の受付状況等を踏まえ、隨時発生量及び要処理量の見直しを行う。

3 区民・ボランティアへの広報

初動期の内容に追加して、災害復旧に向けた具体的な情報を区民へ提供する。
また、仮置場の設置状況や搬入方法等に変更があった場合は、あわせて広報し、十分な周知を行う。

応急対策期に新たに広報する具体的な事項を以下に示す。

- 罹災証明書の交付、被災建築物の解体・撤去までの流れ
- 費用償還（自費解体）・公費解体の進捗状況と今後の予定
- 災害廃棄物処理の進捗状況、環境モニタリングの状況
- 思い出の品・貴重品の保管状況及び閲覧、引き渡し方法
- ボランティアへの必要な情報

4 仮置場の設置・運営

一次仮置場は、初動期の状況に応じて、設置・運営を継続する。

一次仮置場の利用状況等から、二次仮置場が必要と判断される場合には、特別区全体で設置・運営を実施する。二次仮置場には、必要に応じて仮設処理施設の設置を検討する。

5 環境モニタリングの実施

環境モニタリングを実施し、周辺の地域住民の生活環境への影響と災害廃棄物処理現場における労働災害を防止する。環境対策は、大気、騒音・振動、土壤等、臭気、水質等への影響を低減する措置を講じる。主な対策は表2-19のとおりである。可燃物を仮置きしている場合は、仮置場の見回りを行い、発煙の有無を目視確認するとともに、定期的に内部の温度及び一酸化炭素濃度を測定し、火災の未然防止に努める。

表2-19 環境対策・モニタリングにおける留意点

項目	環境影響	対策例	留意点
大 気	<ul style="list-style-type: none">・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散・石綿含有廃棄物（建材等）の保管、処理による飛散・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	<ul style="list-style-type: none">・定期的な散水の実施・保管、選別、処理装置への屋根の設置・周囲への飛散防止ネットの設置・フレコンバッグへの保管・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄・収集時分別や目視による石綿分別の徹底・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制	<ul style="list-style-type: none">・破碎機など粉じん発生施設の位置、住居や病院等環境保全対象、主風向等に配慮する。・環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。・散水車の配備や防火水槽の設置を行う。
騒 音 振 動	<ul style="list-style-type: none">・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	<ul style="list-style-type: none">・低騒音・低振動の機械、重機の使用・処理装置の周囲等に防音シートを設置・搬出入車両の低速走行	<ul style="list-style-type: none">・環境モニタリング地点は騒音や振動の影響が最も大きいと想定される位置に設定する。
土壤等	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物から周辺土壤への有害物質等の漏出	<ul style="list-style-type: none">・敷地内に遮水シートを敷設・P C B等の有害廃棄物の分別保管	<ul style="list-style-type: none">・使用前に土壤汚染の状況を調査する。・土壤汚染の恐れのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。

第2章 災害廃棄物対策
第3節 応急対策期（約1か月～3か月）

項目	環境影響	対策例	留意点
臭 気	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等	・腐敗性廃棄物がある場合はその位置、住居や病院等環境保全対象、主風向等に配慮する。 ・環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。
水 質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止	・使用前に周辺の河川及び地下水の状況を調査する。また、定期的にモニタリングを行う。

出典：災害廃棄物対策指針（技18-5）

6 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害の初動対応終了後、発生した災害による被災状況、災害廃棄物量に応じて、災害廃棄物の処理方法・処理体制等を定める必要があるため、「災害廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定する。

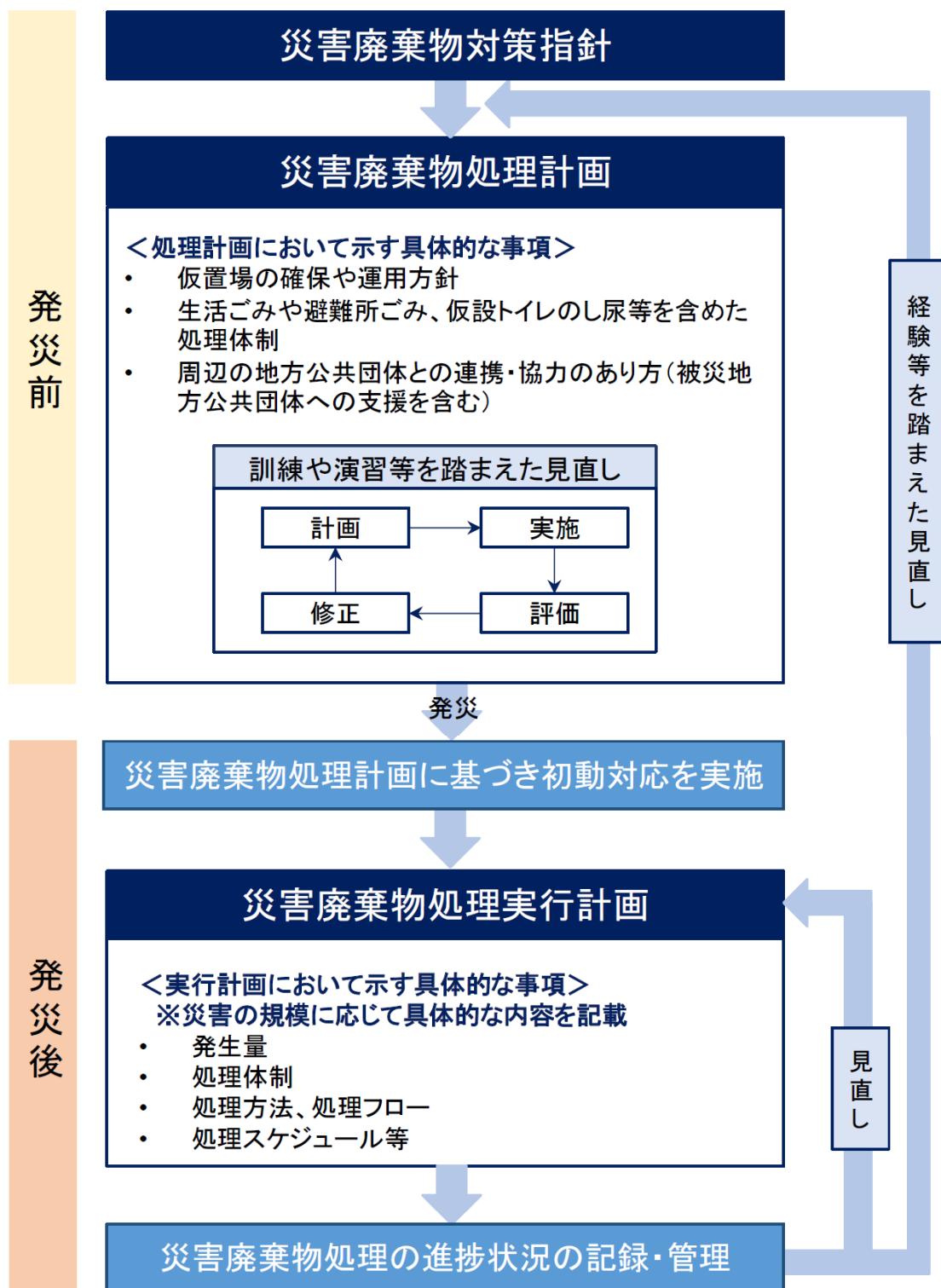


図2-9 災害廃棄物処理実行計画の位置づけ

出典：災害廃棄物対策指針

（1）実行計画の策定

災害時には被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、本計画に基づき、環境省災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として実行計画を策定する。

発災直後は災害廃棄物発生量等を十分に把握できないこともあるが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を策定する必要がある。本区においては、初動対応終了後に速やかに実行計画を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

【実行計画の策定内容（例）】

1. 災害廃棄物処理実行計画の策定の趣旨	3. 災害廃棄物処理の基本方針
(1)計画の目的	(1)基本的な考え方
(2)計画の位置付けと内容	(2)処理期間
(3)計画の期間	(3)処理の推進体制
(4)計画の見直し	
	4. 災害廃棄物の処理方法
2. 被害状況と災害廃棄物の量	(1)被災家屋等の解体
(1)被害状況	(2)災害廃棄物の処理フロー
(2)災害廃棄物の量	(3)災害廃棄物の集積
	(4)災害廃棄物の選別
	(5)災害廃棄物の処理・処分
	(6)広域処理
	(7)進捗管理

7 処理の進行管理

本区は、図2-10に示す災害廃棄物処理及び業務の進行管理を行い、適宜、処理実績の公表、要処理量の算定等を行うとともに、必要に応じて、人材、資機材を確保する。

短期的に処理目標を設定し、逐次その達成状況を把握、検証しながら業務の改善を図る。

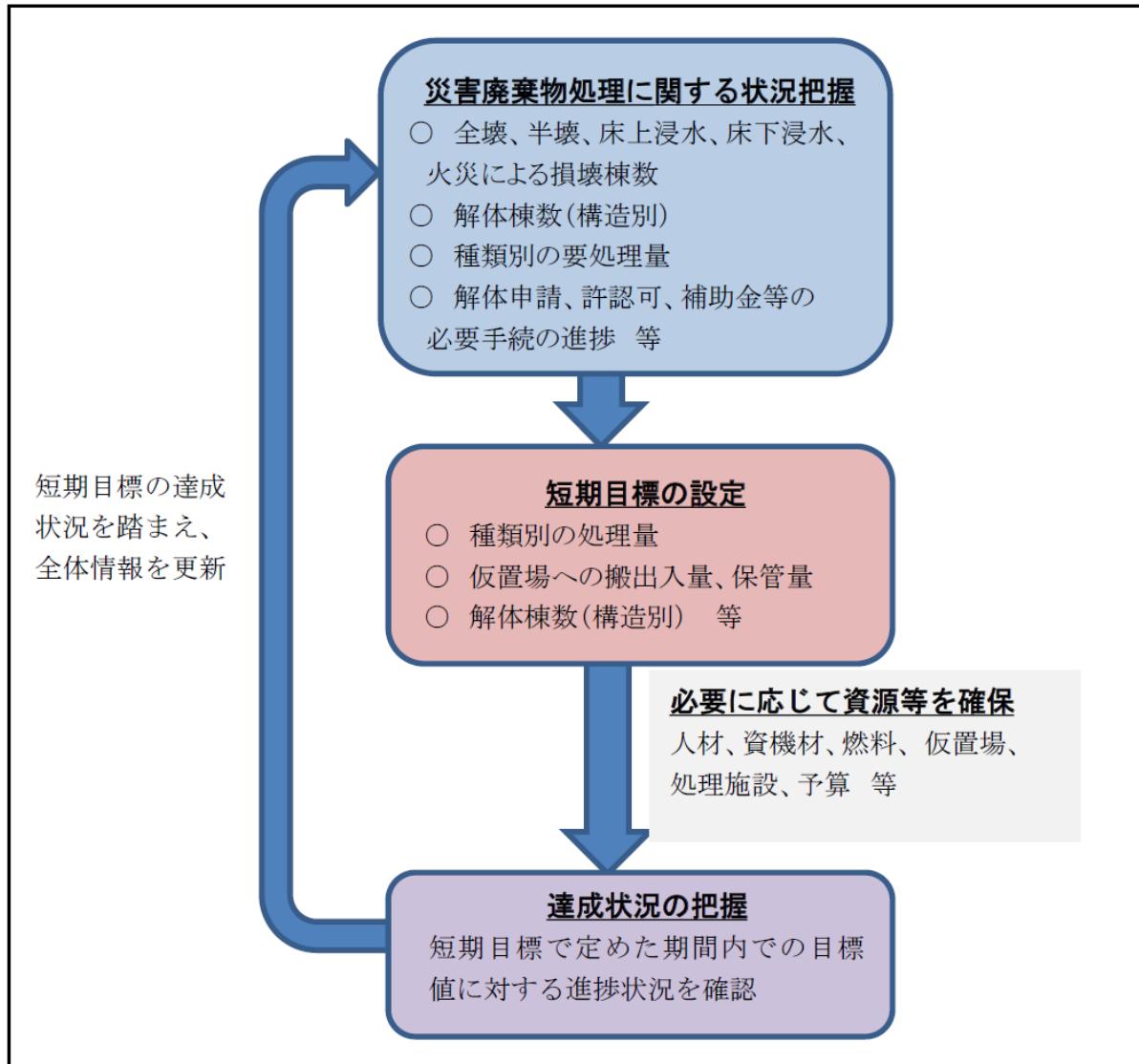


図2-10 進行管理するに当たり、把握すべき事項

出典：東京都災害廃棄物処理計画

8 国庫補助金対応

大規模な災害が発生した場合、廃棄物処理法第22条の規定に基づき、区市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について「災害等廃棄物処理事業費補助金」により国が財政的な支援を行うとされている。

補助金申請にかかる書類作成においては、災害等の状況や事業費見込み額を記載した災害報告書及び添付資料として被災写真、地図、災害廃棄物の推計発生量、事業費算出内訳の根拠資料等の様々な書類提出が求められる。そのため、土木・建築・財政部門の経験がある職員の活用やコンサルタント事業者への委託も検討する。

表 2-20 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

事業主体	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業 ・災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業 ・特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）
補助率	1/2
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・指定市：事業費 80万円以上、市町村：40万円以上 ・降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ・暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの ・高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの等
その他	本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

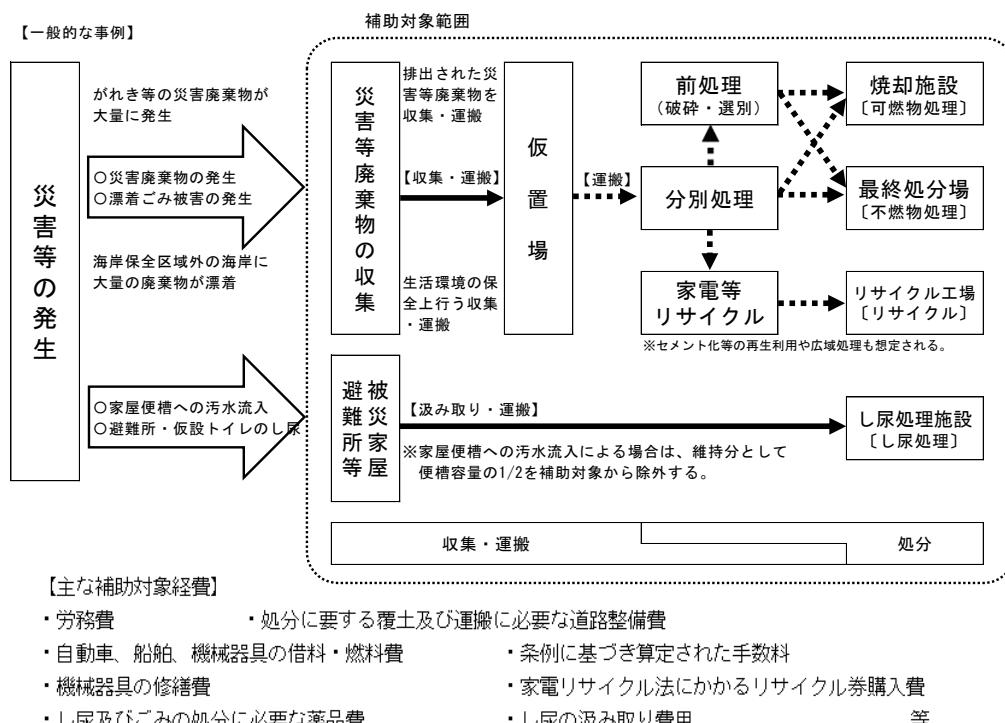


図 2-11 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象範囲

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和3年2月改訂）

第4節 災害復旧・復興期（約4か月以降）

1 被災状況の集約

初動期、応急対策期から継続して以下に示す取り組むべき事項を行う。

これらの収集した情報等を集約し、災害廃棄物の処理フローや処理スケジュール等を総合的に見直す。災害等廃棄物処理事業費補助金等の事務手続きの対応を速やかに行えるよう災害廃棄物処理状況の記録・整理を行う。

- 建物被災状況
- 避難所開設状況、避難者数の推移状況
- 廃棄物処理施設、収集運搬業者の被災状況
- インフラ関連（道路、通信、電気、ガス、上下水道等）の被災状況及び復旧情報
- 利用可能な施設、機材、車両、人的資源及び経費（他自治体からの支援の状況、ボランティアの状況等を含む）
- 区民・ボランティアへの広報
- 公費解体の受付、解体工事
- 国庫補助金対応
- 環境モニタリングの実施

2 災害廃棄物量等の見直し

応急対策期に引き続き、災害廃棄物発生量及び要処理量の見直しを行う。また、補助金の申請や実行計画の策定の際に使用するために、処理が完了した量についても把握する。

3 区民・ボランティアへの広報

復旧・復興期においても、初動期から広報している事項について、継続して広報を行う。

また、災害廃棄物処理の進捗状況により、仮置場を閉鎖する時期でもあるため、仮置場を閉鎖した場合は、閉鎖した旨と閉鎖後のがれき処理方法について、あわせて広報を行う。

4 環境モニタリングの実施

応急対策期から継続して環境モニタリングを実施し、周辺の地域住民の生活環境への影響と災害廃棄物処理現場における労働災害を防止する。

5 災害廃棄物処理実行計画の見直し

応急対策期に引き続き、災害廃棄物の発生量や処理方法、補助金対象・補助率の変更があった場合には、隨時実行計画の見直しを行う。

6 処理の進行管理

本区は、初動期から対応している仮置場の運営や区民の生活環境の確保、作業安全性の確保、区民への広報、国庫補助金対応等を引き続き実施するとともに、処理事業の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理状況や業務の進捗管理を行う。

災害廃棄物処理事業の完了時期の見込みを検討する場合は、仮置場の現状復旧に要する期間も考慮する。

なお、基本方針に基づいて、災害廃棄物のうちリサイクル可能な資材については、できるだけ復興資材としての活用を図るよう努める。

7 国庫補助金対応

応急対策期に引き続き、必要な情報収集、資料作成し、補助金の申請を行う。

資料編

1 廃家電、生活ごみ、し尿、避難所ごみ発生量の推計方法

(1) 廃家電 (4品目)

【廃家電（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）発生量】

=被害棟数（全壊+半壊／2）×1棟当たり世帯数×1世帯当たりの品目ごとの所有数

表 廃家電（4品目）の発生量

項目	冷蔵庫	洗濯機	エアコン	テレビ	合計
被害棟数		13,518			
1棟当たり世帯数（世帯/棟）		6.579			
1世帯当たりの所有数（台/世帯）	1.1	1.0	2.5	1.9	
廃家電発生量（台）	98,269	89,335	223,338	169,737	580,678

（数値、引用資料等）

【被害棟数】

=全壊+半壊／2+焼失

$$=6,600 + (7,756/2) + 3,100 = 13,578$$

【1棟当たり世帯数】

=住民基本台帳による世帯数／家屋棟数

$$=289,908/44,063 = 6.579$$

・住民基本台帳による世帯数（令和6年1月1日）：289,908世帯

・家屋棟数：44,063棟 ※東京都統計年鑑 地域、種類、構造別家屋の棟数及び床面積（令和4年）

表 1世帯当たりの品目ごとの所有数

品目	冷蔵庫	洗濯機	エアコン	テレビ
所有数（台／世帯）	1.1	1.0	2.5	1.9

※東京都災害廃棄物処理計画資料編より

(2) 生活ごみ（粗大ごみ）

【粗大ごみ発生量】

=平常時の発生量（収集実績）×不燃系ごみの増加率（%）

表 生活ごみ（粗大ごみ）の発生量

項目	数値
平常時の発生量（t/年）	3,962
不燃系ごみの増加率（%）	172.6
粗大ごみ発生量（t/年）	6,838

（数値、引用資料等）

【平常時の発生量】 3,962t（東京都区市町村清掃事業年報令和4年度実績）

【不燃系ごみの増加率】 172.6%（神戸市地域防災計画 地震・津波対策編）

(3) し尿

【し尿発生量】

=災害時におけるし尿収集必要人数×1人1日平均排出量

=（仮設トイレ必要人数+非水洗化区域し尿収集人口）×1人1日平均排出量

=（避難所生活者数+断水による仮設トイレ必要人数+非水洗化区域し尿収集人口）
×1人1日平均排出量

表 し尿の発生量

項目	数値
避難所生活者数（人）	156,018
断水による仮設トイレ必要人数（人）	100,368
非水洗化区域し尿収集人口（人）	6
1人1日平均排出量（ℓ/人・日）	1.7
し尿発生量（ℓ/日）	435,867

（数値、引用資料等）

【断水による仮設トイレ必要人数】

={水洗化人口－避難所生活者数×（水洗化人口／総人口）}×上水道断水率×1／2

={539,102－156,018×（539,102／539,108）}×0.524×1／2=100,368人

- ・水洗化人口（総人口－非水洗化人口）：539,102人
- ・避難所生活者数：156,018人 ※東京都の首都直下地震の被害想定に基づく
- ・総人口：539,108人（令和6年1月1日）
- ・上水道断水率：52.4% ※江東区地域防災計画
- ・断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1／2の住民と仮定 ※災害廃棄物対策指針

【非水洗化区域し尿収集人口】 6人（令和5年度一般廃棄物処理実態調査）

【1人1日平均排出量】 1.7ℓ／人・日（東京都災害廃棄物処理計画）

(4) 避難所ごみ

【避難所ごみ発生量】

= 避難所生活者数×1人1日当たりの排出量（粗大ごみ以外の生活系ごみの収集実績）

表 避難所ごみの発生量

項目	数値	
避難所生活者数（人）	156,018	
区民1人当たりの日量 (g)	燃やすごみ	418
	燃やさないごみ	12
	古紙	86
	びん	23
	缶	3
	ペットボトル	12
	容器包装プラスチック※	13
避難所ごみ日量(t)	88.44	

※発泡トレイ・発泡スチロール含む

(数値、引用資料等)

【避難所生活者数】 156,018人（東京都の首都直下地震の被害想定に基づく）

【区民1人当たりの日量】

- ・区民1人当たりの日量=区収集量/人口/366(日)
- ・区収集量：東京都区市町村清掃事業年報令和4年度実績
- ・人口：539,108人（令和6年1月1日）

2 トイレ設置の考え方

(1) スフィア基準

スフィア基準とは、災害等により、被災者となった方達に対する人道支援活動を行う活動機関や個人が、被災当事者であるという意識をもって現場で守るべき最低基準の通称である。生命保護のために必要不可欠な4つの要素、①給水、衛生、衛生促進②食糧の確保と栄養③避難所と非食糧物資の確保④保健活動の各分野における最低基準を定めている。

本計画の仮設トイレ等及び避難所のトイレ対応は①の衛生促進に該当するため、この基準も目安として検討する。

被災状況下でのトイレの個数の目安

目安の出典等	トイレの個数		
国連による目安 UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）が示す緊急事態における数量の目安	<u>状況により対応を選択</u> 第1案 1世帯1基 第2案 20人当たり1基 第3案 100人当たり1個室又は1排泄区域		
スフィア・プロジェクトによる目安	トイレの個数（短期）		
市場	露店50につき1基 露店20につき1基		
病院・医療センター	ベッド数20床 または外来患者50人につき1基 ベッド数10床 または外来患者20人につき1基		
給食センター	大人50人につき1基 子ども20人につき1基 大人20人につき1基 子ども10人につき1基		
受入/一時滞在センター	50人につき1基 女性対男性の割合は3:1		
学校	女子30人につき1基 男子60人につき1基 女子30人につき1基 男子60人につき1基		
事務所	スタッフ20人につき1基		

※出典：避難所におけるトイレ確保・管理ガイドライン（平成28年4月内閣府（防災担当）

◆過去の災害における仮設トイレの数

	仮設トイレの数	状況等
北海道南西沖地震	約 20 人に 1 基	混乱なし
阪神・淡路大震災	約 75 人に 1 基	左記の数量が配備された段階で苦情が殆どなくなる。
雲仙普賢岳噴火災害	約 120 人～140 人に 1 基	不足気味

※なお、江東区地域防災計画では都と連携して、災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基、その後、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努めるとともに、内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を踏まえ、安全性、衛生・快適性、女性・要配慮者等の多様な視点を考慮するとしている。

3 協定一覧

本計画に関連する主な協定を以下に示します。

No.	協定名	協定先	協定締結日	協定内容
1	墨田区及び江東区防災相互協定	墨田区	昭和 58 年 3 月 16 日	相互応援
2	災害時における石油類等の優先供給に関する協定書	東京都石油商業組合 江東支部	昭和 61 年 5 月 26 日	ガソリン、 石油等の 優先供給
3	災害時における救助物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定	一般社団法人東京都 トラック協会深川支部 一般社団法人東京都 トラック協会城東支部	昭和 61 年 5 月 26 日	救助物資 等の輸送 用車両の 優先提供
4	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	特別区	平成 8 年 2 月 16 日 平成 26 年 3 月 14 日	相互応援
5	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	公益財団法人 江東区文化コミュニティ財団	平成 8 年 10 月 25 日	活動協力
6	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	公益財団法人 江東区健康スポーツ公社	平成 8 年 10 月 25 日	活動協力
7	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	社会福祉法人 江東区社会福祉協議会	平成 8 年 10 月 25 日	活動協力
8	災害時における応急対策活動支援に関する協定	江東製本紙工業協同組合	平成 9 年 10 月 1 日	作業用資 機材等の 優先提供
9	災害時等における放送要請に関する協定	東京ペイネットワーク 株式会社 レインボータウンエフエム 放送株式会社	平成 16 年 8 月 2 日	災害情報 等の放送
10	災害時におけるし尿収集に関する協定	株式会社善興社	平成 16 年 12 月 13 日	し尿収集 業務の実施
11	江東区と大田原市との災害時等における相互応援に関する協定	栃木県大田原市	平成 18 年 1 月 30 日	相互応援
12	江東区と秩父市との災害時等における相互応援に関する協定	埼玉県秩父市	平成 18 年 1 月 31 日	相互応援
13	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 23 年 7 月 21 日	活動協力

資料編
3 協定一覧

14	江東区と沼津市との災害時等における相互応援に関する協定	静岡県沼津市	平成 23 年 12 月 26 日	相互応援
15	地震による被災建築物「応急危険度判定」活動に関する協定	一般社団法人東京都建築土事務所協会江東支部	平成 25 年 5 月 8 日	応急危険度判定の実施
16	災害時における資機材等の優先提供に関する協定	株式会社アクティオ	平成 25 年 11 月 18 日	資機材等の優先提供
17	災害時におけるボランティア活動等に関する協定	社会福祉法人 江東区社会福祉協議会	平成 26 年 3 月 6 日	活動協力
18	り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定	東京都	平成 26 年 8 月 1 日	活動協力
19	災害時協力協定	江東リサイクル協同組合	平成 27 年 3 月 11 日	避難所近隣での応急救援活動、し尿等災害廃棄物の収集運搬
20	災害時の応急対策活動に関する協定	有限会社貴堀建設	平成 30 年 8 月 24 日	道路等公共施設の応急措置、障害物の除去、資機材の提供等
21	災害時におけるり災証明書発行に関する協定書	東京消防庁深川消防署 東京消防庁城東消防署	平成 30 年 12 月 7 日	情報提供
22	災害廃棄物の共同処理等に関する協定	特別区 東京二十三区清掃一部事務組合	令和 2 年 4 月 1 日	特別区災害廃棄物処理初動対策本部及び、特別区災害廃棄物処理対策本部の設置

23	災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定	一般社団法人 東京環境保全協会 東京廃棄物事業協同組合	令和2年4月1日	し尿の収集及び運搬
24	災害時におけるし尿の処理、処分に関する協定	株式会社京葉興業 株式会社太陽油化	令和2年4月1日	し尿の受け入れ並びに処理及び処分
25	災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	一般社団法人 東京環境保全協会 東京廃棄物事業協同組合	令和2年4月1日	災害廃棄物の収集及び運搬
26	災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定	一般社団法人 東京都中小建設業協会 一般社団法人 東京都産業資源循環協会	令和2年4月1日	災害廃棄物の撤去、収集及び運搬、処理及び処分、二次仮置場の造成及び監理
27	災害時における設計、調査等の災害応急対策の支援協力に関する協定書	基礎地盤コンサルタンツ株式会社関東支社 サンコーコンサルタント株式会社東日本支社 株式会社長大江東営業所 株式会社ニュージェック 東京支社 東日本総合計画株式会社 江東営業所	令和2年8月3日	公共土木施設等の災害応急対策における支援協力

